

# 第3期 身延町子ども・子育て支援 事業計画

～みのぶ 子ども 子育て オール サポート プラン～



令和7年3月  
身延町

## 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画策定の経緯.....	2
3. 計画の性格と位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境.....	5
1. 人口・世帯・就労の動向.....	5
2. 家庭や地域の状況.....	11
3. 子育て支援サービスの状況.....	14
4. 子ども・子育て支援に関する二一ズ調査結果の概要.....	16
5. 前期計画の評価と検証.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1. 基本理念.....	27
2. 計画の愛称.....	27
3. 基本方針.....	28
4. 子どもの人数の推計.....	30
5. 教育・保育提供区域（圏域）.....	31
6. 施策の体系.....	32
第4章 推進施策.....	33
1. 子ども・子育て支援サービスを充実する.....	33
2. 親と子双方の育ちを応援する.....	55
3. 子育て家庭を応援する.....	61
4. 働きながら子どもを育てる家庭を応援する.....	67
5. 安心して暮らせる環境づくりを応援する.....	71
6. すべての子どもとその保護者を応援する.....	75
第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画.....	81
第6章 計画の推進に向けて.....	84
1. 教育・保育事業等の確保体制.....	84
2. 計画推進及び進捗状況の把握.....	85
3. 計画推進に向けた関係機関の役割.....	85

# 第 1 章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

少子化の進行や核家族化、保護者の就労状況の多様化、コロナ禍を経た価値観の変化など子どもと子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。国では、このような状況に対応し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて、様々な施策を進めてきました。

平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」を開始し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実に取り組んでいます。本制度は令和元年に一部改正され、幼児教育・保育の無償化が始まったほか、令和 6 年の改正では児童手当の支給対象が拡大されました。また、平成 26 年には、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、その後令和元年の改正において市町村は子どもの貧困対策計画の策定に努めるものとされました。

近年では、こうした取り組みを一層強化し、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を国の社会の真ん中に据える、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和 5 年に「こども家庭庁」を発足し、あわせて、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めた「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するための 6 つの基本理念を定めているほか、これまで別々に作成されていた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が一元化されています。また、市町村ではこども大綱を勘案した市町村こども計画の策定に努めるものとしています。

身延町では、「身延町次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成 17 年度～平成 26 年度）や、子ども・子育て支援法等に基づく「身延町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）、「第 2 期身延町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定・推進してまいりました。これらの計画を通じて、まち全体で子どもたちの成長と子育てを応援するという視点に立ち、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、子育てに取り組む家庭へのさまざまな支援策を充実していくため、総合的かつ計画的に子育て支援に取り組んできました。

このような状況を踏まえ、子ども・子育てをめぐる社会情勢の変化や、国の新たな子育て支援施策を本町の子育て支援に適切に取り込むなか、計画的に子育て支援の給付・事業を進めるため、今般、「第 3 期身延町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）を策定するものです。策定にあたり、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されたことを鑑み、本計画はすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず健やかに成長できるよう「子どもの貧困対策推進計画」を内包した計画とします。また、今後は本計画を一部としたこども計画の策定も進めていきます。

本計画に基づき、子育て世帯への支援を通じた子育てしやすい環境のより一層の向上や子どもにやさしいまちづくりを進めます。

## 2. 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、住民意見等を十分に踏まえ、下記のプロセスのもとに策定しました。

### ●計画策定のプロセス

事業	参加者	役割
町民アンケート調査	就学前児童のいる世帯 小学生児童のいる世帯	生活実態や意向等の回答
身延町 子ども・子育て会議	保護者・福祉関係団体・ 公募委員・学識経験者等	子ども・子育て支援事業計画の 検討・各種条例案の検討

### ●アンケート調査の概略

- (1) 対象地域：身延町全域
- (2) 調査対象：①身延町内に居住する就学前児童（全数）の保護者  
②身延町内に居住する小学生（全数）の保護者
- (3) 調査期間：令和6年1月24日～令和6年2月8日
- (4) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収  
(町外施設通学者、および未就園児は郵送配布・回収)  
②小学生児童 学校配布・学校回収  
(町外小学校通学者は郵送配布・回収)
- (5) 有効回収：①就学前児童 139通（有効回収率 80.8%）  
②小学生児童 257通（有効回収率 94.5%）

### ●身延町子ども・子育て会議の概略

令和5年度

第1回 令和6年1月12日 委員委嘱、アンケート調査内容の検討、制度説明

令和6年度

第1回 令和6年11月25日 計画案の検討

第2回 令和7年〇月〇日 計画最終案等の検討

### 3. 計画の性格と位置づけ

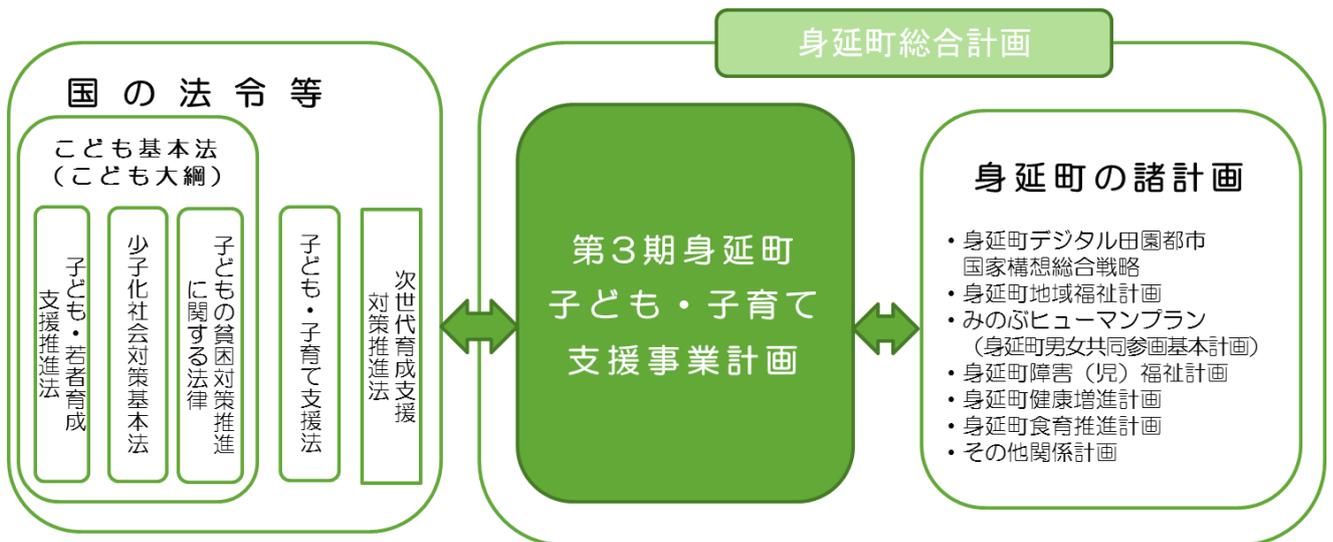
本計画は、子ども・子育て支援法・第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定するものです。

あわせて、次世代育成支援対策推進法に定める市町村次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律の定める子どもの貧困対策推進計画として位置付けるものです。また、第二次身延町総合計画および身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略をはじめとする、本町の関連計画との整合を図りながら策定しています。なお、こども大綱に定められたこども計画とは異なりますが、策定に関する視点を取り入れていきます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



## 4. 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間として策定します。

なお、計画は 5 年を一期とされていることから、令和 11 年度中に第 3 期計画の見直しを行い、令和 12 年度を始期とする第 4 期計画を策定する予定です。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

### 【計画の期間】

令和 2 年度	...	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	...	令和 16 年度	
第 2 期 計画期間		見直し	第 3 期計画期間					見直し	第 4 期 計画期間		見直し

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

### 1. 人口・世帯・就労の動向

#### (1) 人口の推移

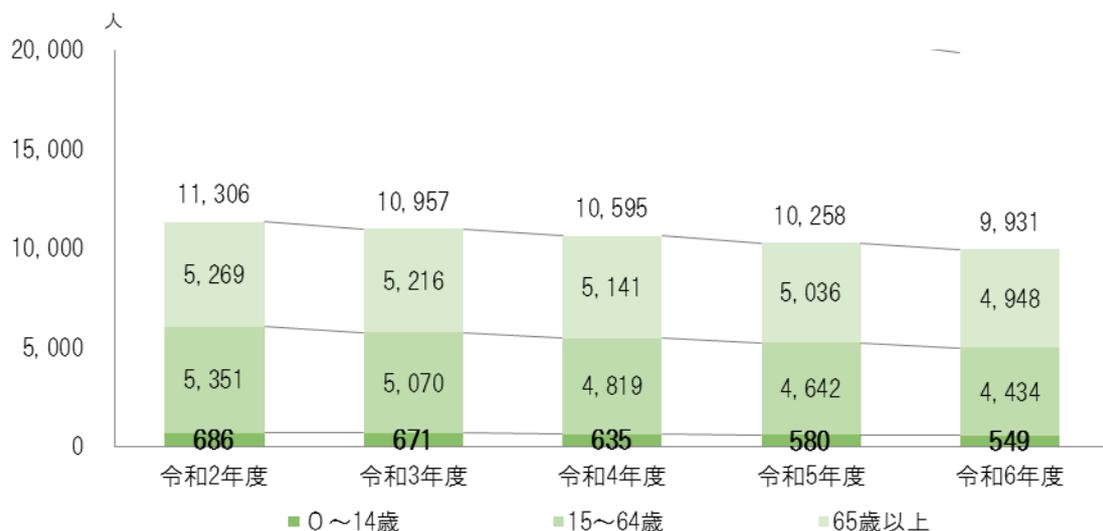
##### ①人口の推移

身延町の人口は減少傾向にあり、令和6年4月には9,931人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口の割合は減少傾向、また65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあり、少子化と高齢化が進展しています。15～64歳の生産年齢人口の割合も年少人口と同様に減少傾向にあります。

単位：上段（人）、下段（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～14歳	686	671	635	580	549
	6.1	6.1	6.0	5.7	5.5
15～64歳	5,351	5,070	4,819	4,642	4,434
	47.3	46.3	45.5	45.3	44.6
65歳以上	5,269	5,216	5,141	5,036	4,948
	46.6	47.6	48.5	49.1	49.8
合計	11,306	10,957	10,595	10,258	9,931
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ②乳幼児・児童人口の推移

乳幼児および児童の人口は以下のとおり推移しており、各地区とも減少傾向にあります。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下部地区	0歳	5	3	5	2	5
	1歳	4	8	2	5	1
	2歳	0	4	9	2	5
	3歳	6	4	3	10	3
	4歳	1	7	6	3	9
	5歳	7	2	7	5	3
	6歳	8	9	4	5	6
	7歳	7	8	9	3	5
	8歳	10	6	8	9	3
	9歳	10	10	5	7	9
	10歳	12	10	12	5	7
	11歳	8	10	11	12	5
	合計	70	71	70	56	61
	中富地区	0歳	4	7	3	1
1歳		8	5	8	4	2
2歳		12	7	5	9	4
3歳		8	9	6	5	8
4歳		10	7	9	5	5
5歳		15	8	7	8	6
6歳		13	13	8	8	7
7歳		8	14	13	8	8
8歳		14	8	14	13	8
9歳		18	14	9	14	13
10歳		9	19	13	9	14
11歳		16	9	17	13	9
合計		139	120	112	97	88
身延地区	0歳	18	13	20	15	13
	1歳	14	19	15	17	14
	2歳	15	13	19	12	18
	3歳	32	17	13	18	12
	4歳	19	35	17	13	20
	5歳	28	21	36	17	12
	6歳	19	28	21	35	17
	7歳	27	21	29	21	35
	8歳	34	27	20	29	20
	9歳	21	34	27	20	30
	10歳	44	21	34	27	19
	11歳	23	44	21	34	27
	合計	294	293	272	258	237
全体	0歳	27	23	28	18	22
	1歳	26	32	25	26	17
	2歳	27	24	33	23	27
	3歳	46	30	22	33	23
	4歳	30	49	32	21	34
	5歳	50	31	50	30	21
	6歳	40	50	33	48	30
	7歳	42	43	51	32	48
	8歳	58	41	42	51	31
	9歳	49	58	41	41	52
	10歳	65	50	59	41	40
	11歳	47	63	49	59	41
	合計	507	494	465	423	386

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

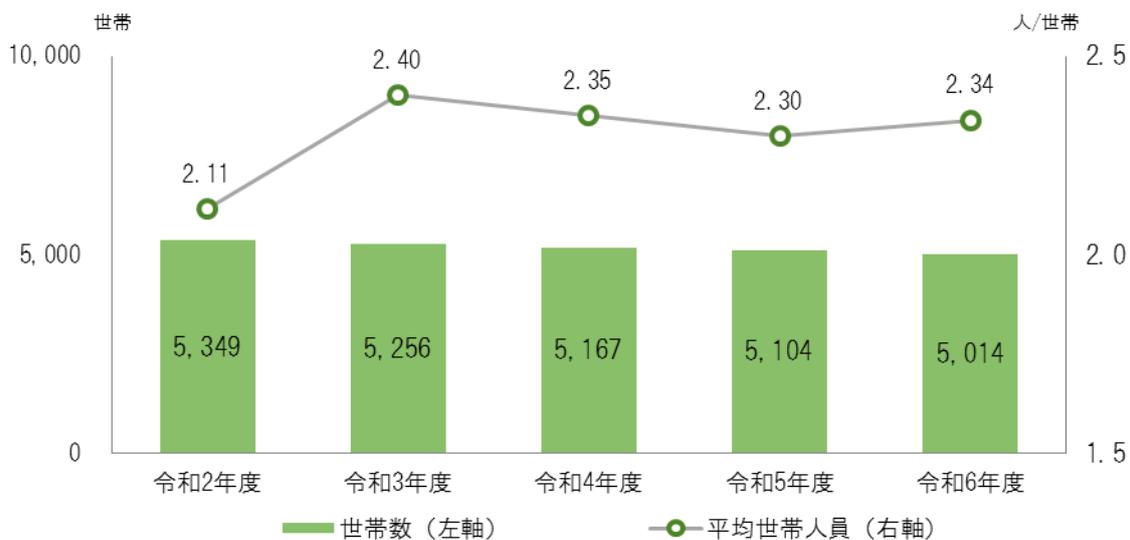
### ③世帯数の推移

世帯数は減少傾向にあり、令和6年4月には5,014世帯となっています。平均世帯人員は横ばい圏で推移しています。

単位：上段（世帯）、下段（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	5,349	5,256	5,167	5,104	5,014
平均世帯人員	2.11	2.40	2.35	2.30	2.34

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ④人口動態

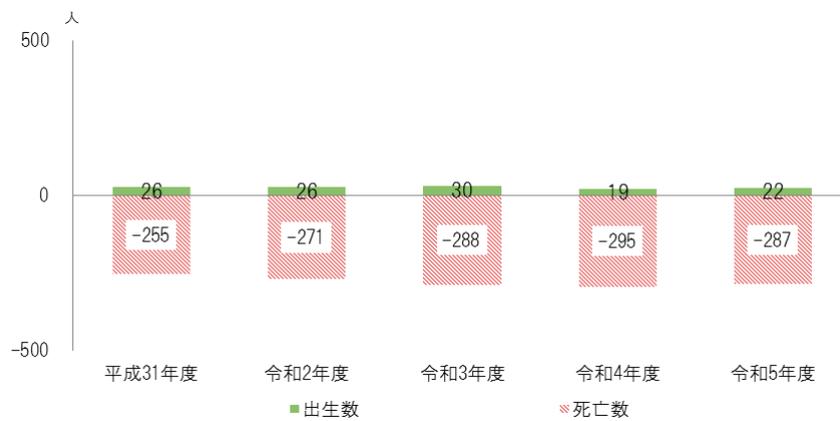
自然動態は死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。社会動態は転出が転入を上回っており、社会減の状態が続いています。

##### <自然動態>

単位：人

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数	26	26	30	19	22
死亡数	255	271	288	295	287
自然動態増減	-229	-245	-258	-276	-265

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



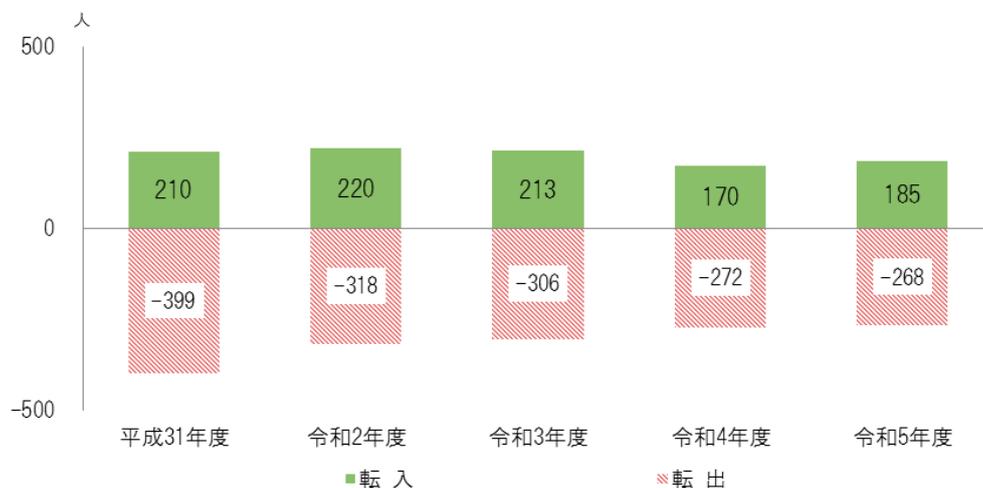
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### <社会動態>

単位：人

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
転入	210	220	213	170	185
転出	399	318	306	272	268
社会動態増減	-189	-98	-93	-102	-83

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 結婚・就業の動向

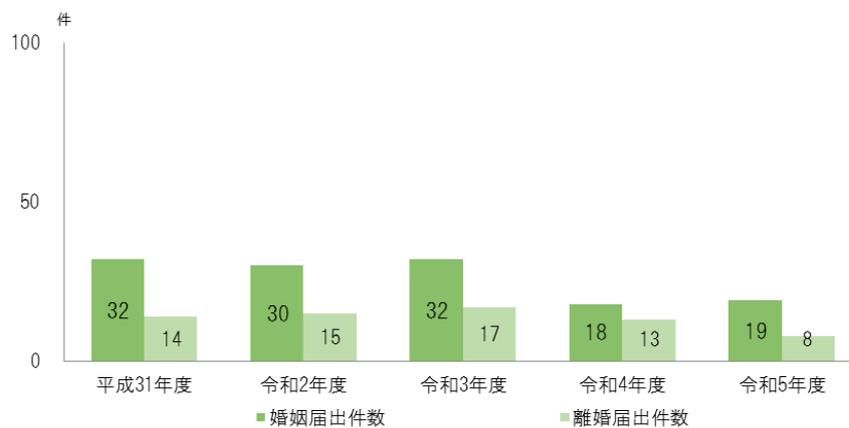
### ①結婚・離婚数の推移

婚姻届出件数は年間 19～32 件程度、離婚届出件数は年間 8～17 件程度で推移しています。

単位：件

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
婚姻届出件数	32	30	32	18	19
離婚届出件数	14	15	17	13	8

資料：人口動態調査（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ②産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、第一次産業、第二次産業、第三次産業ともに減少傾向にあります。

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第一次産業	381	249	205	231	144
第二次産業	3,256	2,560	2,043	1,838	1,476
第三次産業	4,701	4,453	4,017	3,741	3,321

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

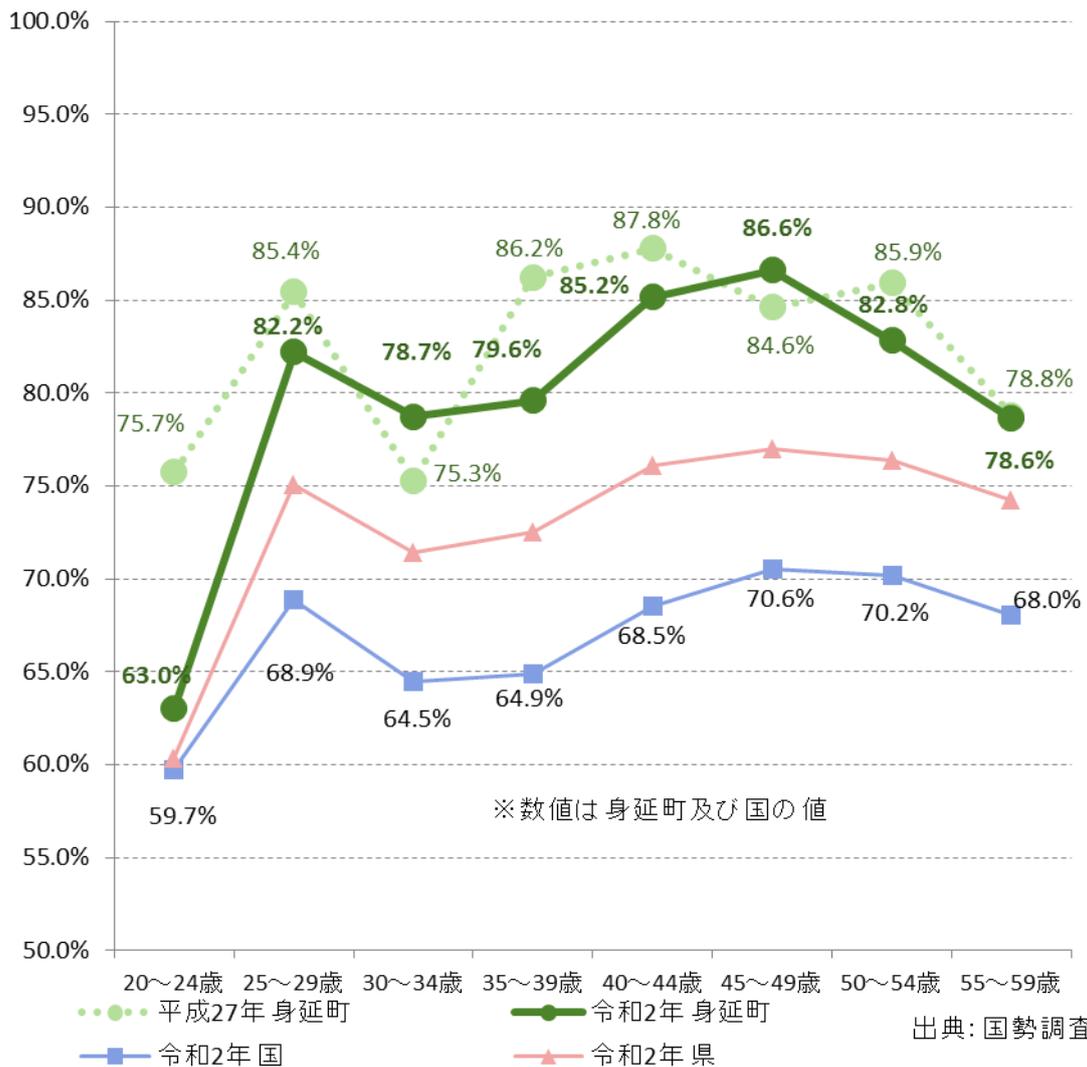
### ③女性の年齢階級別就業率

本町の女性の年齢階級別就業率は、国・県の平均値と比較しても高い水準にあります。

単位：％

	平成 27 年			令和 2 年		
	身延町	国	山梨県	身延町	国	山梨県
20～24 歳	75.7	69.5	66.0	63.0	59.7	60.4
25～29 歳	85.4	81.4	81.6	82.2	68.9	75.1
30～34 歳	75.3	73.5	75.2	78.7	64.5	71.4
35～39 歳	86.2	72.7	77.1	79.6	64.9	72.5
40～44 歳	87.8	76.0	80.1	85.2	68.5	76.1
45～49 歳	84.6	77.9	81.1	86.6	70.6	77.0
50～54 歳	85.9	76.2	79.7	82.8	70.2	76.4
55～59 歳	78.8	69.4	73.7	78.6	68.0	74.2

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



## 2. 家庭や地域の状況

### (1) 母子保健の状況

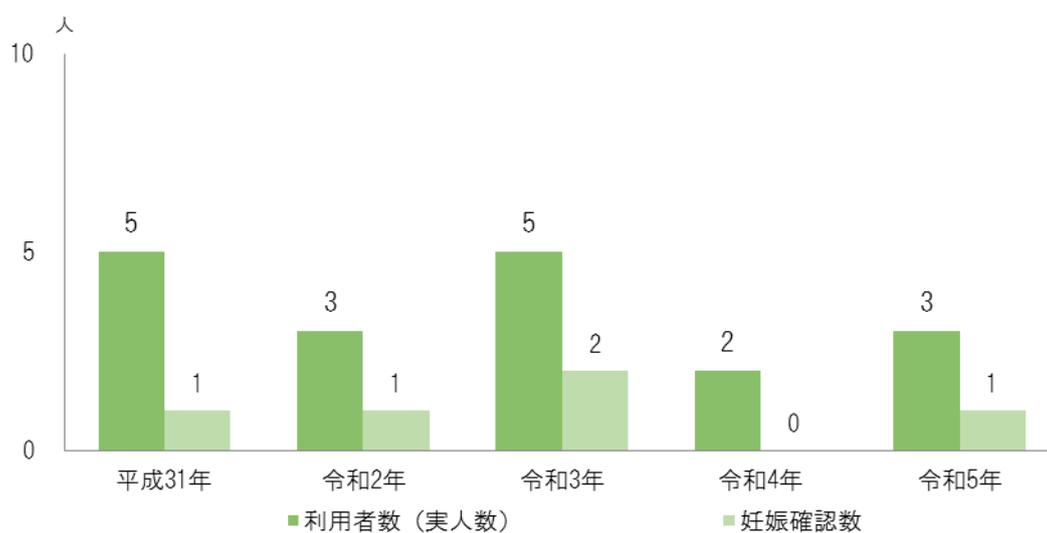
#### ① 不妊治療費助成事業

不妊治療費の助成件数は、2～5件で推移しています。

単位：上段（人）、下段（件）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数（実人数）	5	3	5	2	3
妊娠確認数	1	1	2	0	1

資料：不妊治療助成事業台帳・母子健康手帳台帳



資料：不妊治療助成事業台帳・母子健康手帳台帳

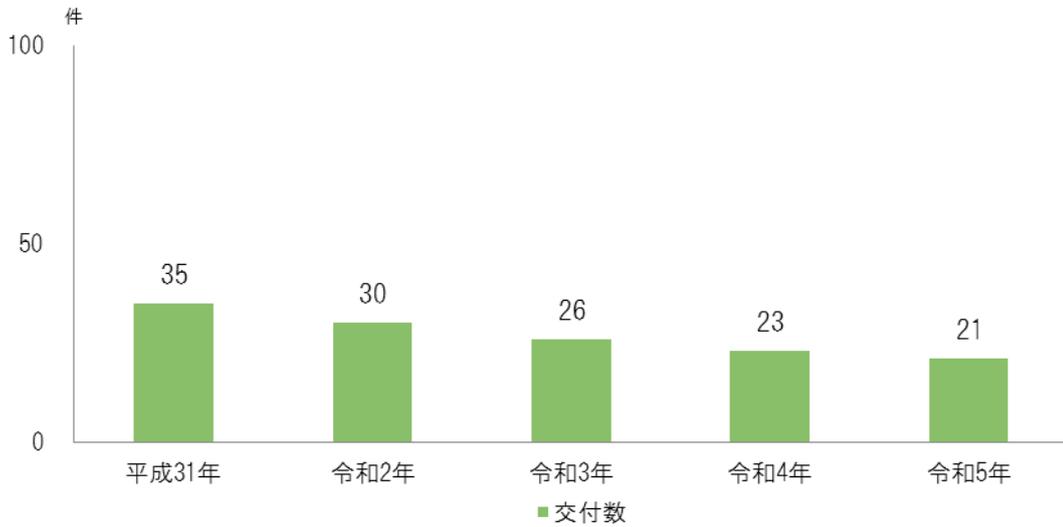
## ②母子健康手帳の交付状況

母子保健手帳の交付状況は、減少傾向で推移しています。

単位：件

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付数	35	30	26	23	21

資料：母子保健統計



資料：母子保健統計

## ③乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の受診状況は、95%以上の受診率を維持しています。

### <1歳6か月児健診>

単位：人、%

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	25	30	25	25	22
受診者数	25	29	25	24	22
受診率	100.0%	96.7%	100.0%	96.0%	100.0%

資料：母子保健統計

### <3歳児健診>

単位：人、%

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	31	40	26	31	28
受診者数	31	39	26	31	28
受診率	100.0%	97.5%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：母子保健統計

## (2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

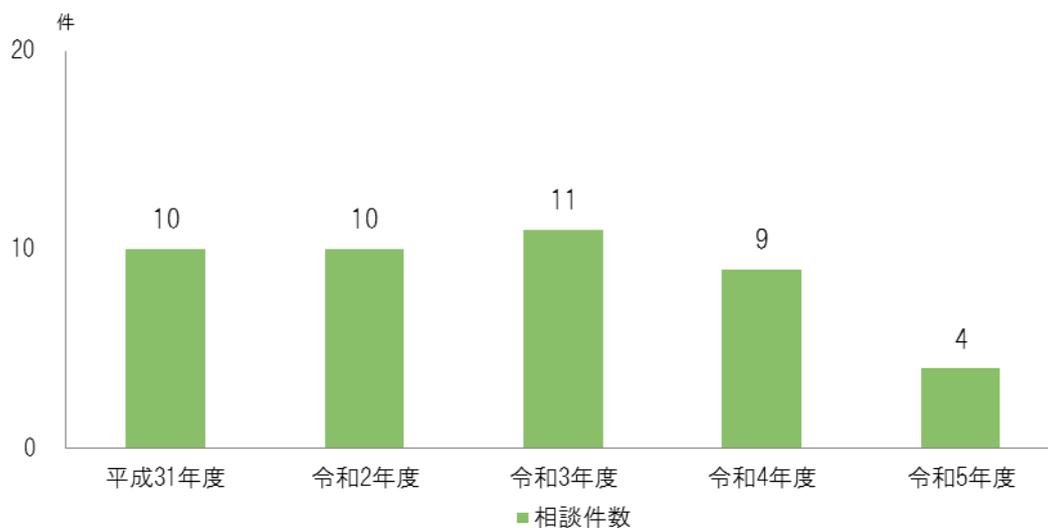
### ○児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は4～11件で推移しています。

単位：件

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	10	10	11	9	4

資料：児童虐待相談件数統計調査



資料：児童虐待相談件数統計調査

### 3. 子育て支援サービスの状況

#### (1) 保育サービスの提供状況

##### ① 認可保育所の状況

認可保育所の入所児童数は減少傾向にあり、一貫して定員数を下回る状況が続いています。

単位：人、%

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	
公立	原保育所※1	30	7	30	5	30	3	30	5	-	-
	静川保育所	40	14	40	13	40	17	40	14	40	12
	常葉保育所	30	13	30	15	30	16	30	11	30	9
	久那土保育所※2	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	130	38	100	33	100	36	100	30	70	21
私立	下山立正保育園	60	45	60	44	60	34	60	27	60	25
	大野山保育園(1号)※3	15	15	15	15	15	15	15	14	15	14
	大野山保育園(2・3号)※3	60	49	60	43	60	42	60	31	60	33
	小計	135	109	135	102	135	91	135	72	135	72
公立・私立合計	250	265	147	235	135	235	127	235	102	205	
公立・私立入所率	55.47%		57.45%		54.04%		43.40%		45.37%		

※1：令和6年度より休園

※2：令和3年度より休園

※3：令和2年度より認定こども園に移行

資料：園児数（各年4月1日現在）

##### ② 待機児童数の推移

本町では、待機児童ゼロを維持しています。

単位：人

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
待機児童数	0	0	0	0	0

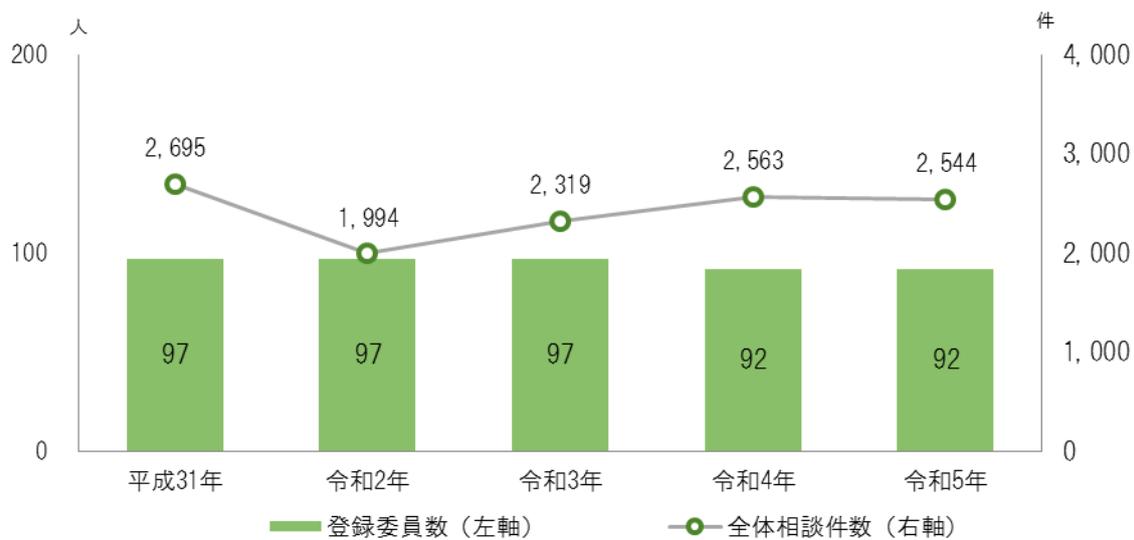
資料：入所実績

### ③ 民生委員児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

民生委員児童委員への相談件数は横ばい圏で推移しています。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録委員数（人）	97	97	97	92	92
全体相談件数（件）	2,695	1,994	2,319	2,563	2,544

資料：福祉行政報告例



資料：福祉行政報告例

## 4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

本町では、新たな計画を策定するにあたり、『子ども・子育て支援事業計画』で確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、就学前もしくは小学生の児童を持つ保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ■ 就学前児童の保護者

調査期間	令和6年1月24日(水)～令和6年2月8日(水)
調査対象	身延町内に居住する就学前児童(全数)の保護者
調査方法	保育所を通じて配布・回収 ※町外施設に通う対象者および保育を受けていない対象者は郵送による配布・回収
配布数	172通
有効回収数	139通(回答率80.8%)

#### ■ 小学生の保護者

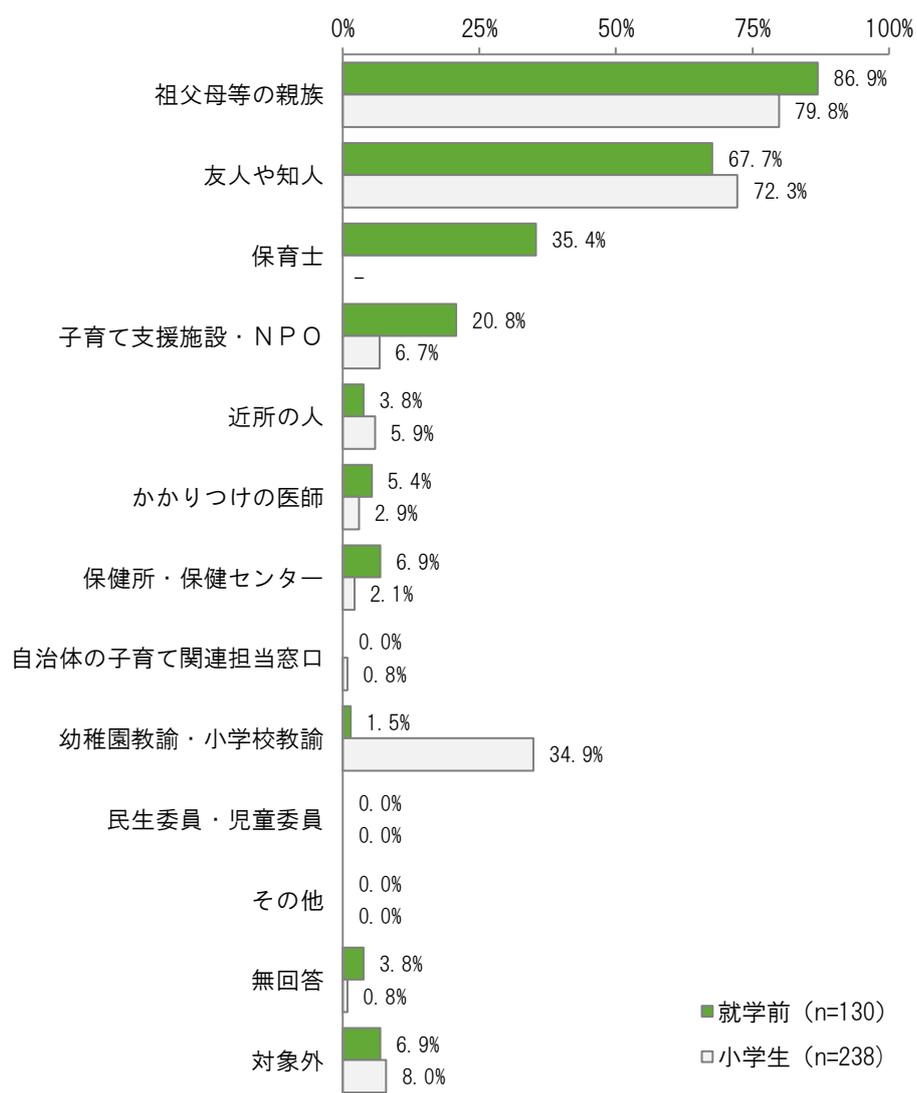
調査期間	令和6年1月24日(水)～令和6年2月8日(水)
調査対象	身延町内に居住する小学生(全数)の保護者
調査方法	小学校を通じて配布・回収 ※町外小学校に通う対象者は、郵送による配布・回収
配布数	272通
有効回収数	257通(回答率94.5%)

## (2) 調査結果（抜粋）

### ①気軽に相談できる先

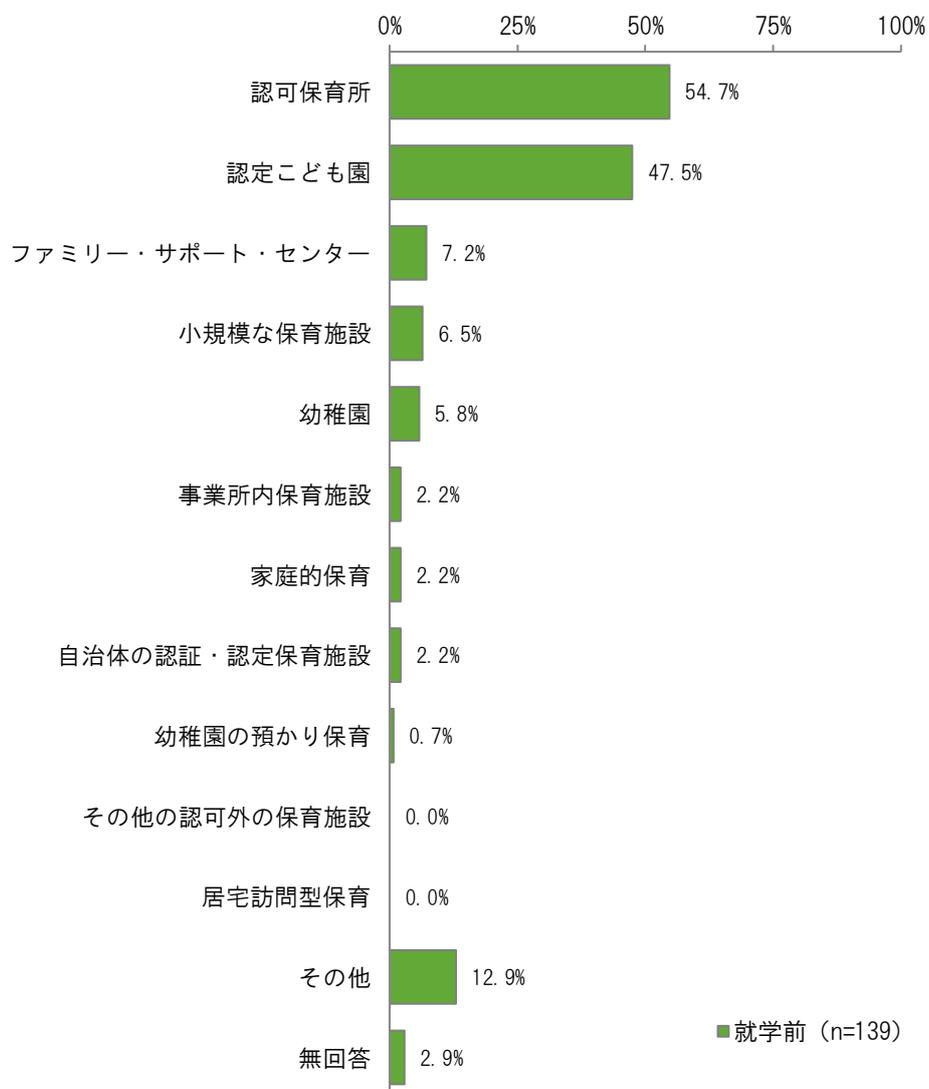
就学前のお子さんの子育てについて、気軽に相談できる先は「祖父母等の親族」（86.9%）、「友人や知人」（67.7%）、「保育士」（35.4%）の順となっています。

小学生のお子さんの子育てについて、気軽に相談できる先は「祖父母等の親族」（79.8%）、「友人や知人」（72.3%）、「小学校教諭」（34.9%）の順となっています。



## ②定期的に利用したい事業

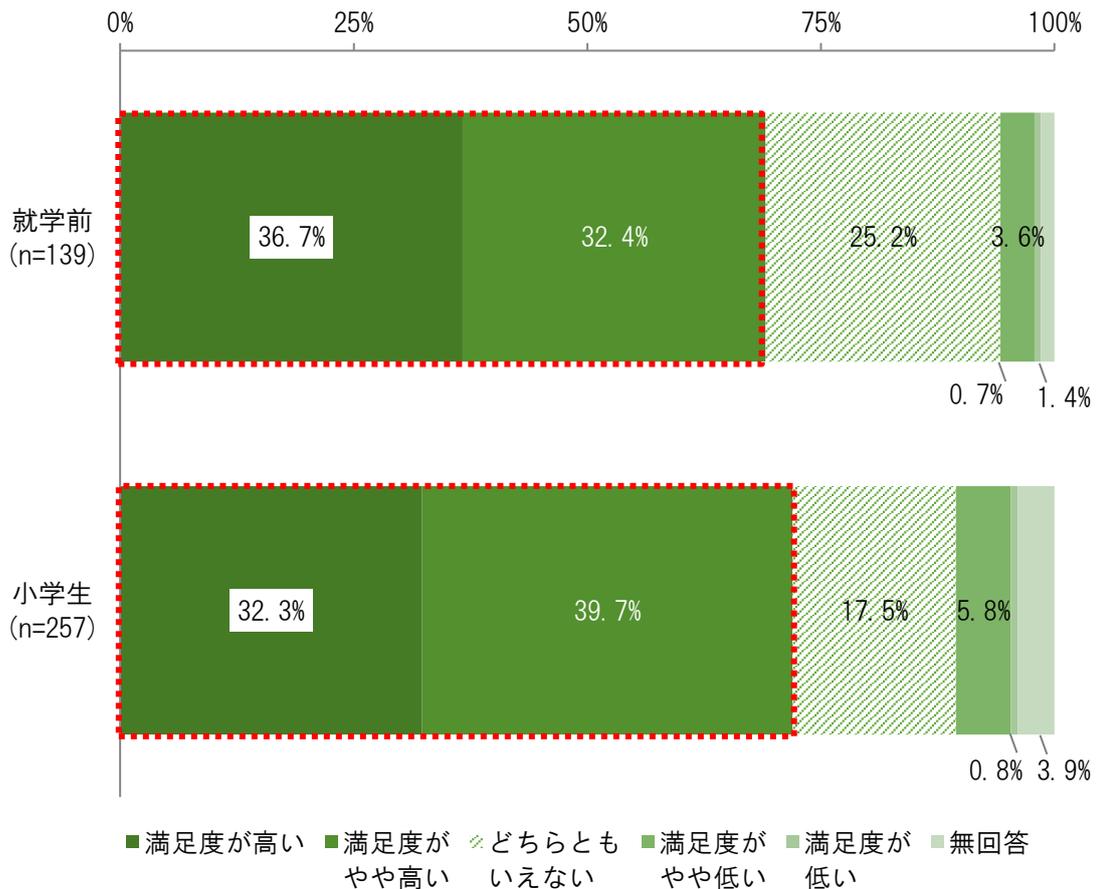
今後定期的に利用したい事業としては、「認可保育所」(54.7%)、「認定こども園」(47.5%)、「ファミリー・サポート・センター」(7.2%)、「小規模な保育施設」(6.5%)、「幼稚園」(5.8%)の順となっています。



### ③子育ての環境や支援への満足度

就学前の子育て環境や支援について、「満足度が高い」、「満足度がやや高い」とする回答が合わせて 69.1%となっています。前回調査（平成 30 年）と比較すると、22.8 ポイント上昇しています。

小学生の子育て環境や支援について、「満足度が高い」、「満足度がやや高い」とする回答が合わせて 72.0%となっています。前回調査（平成 30 年）と比較すると、26.4 ポイント上昇しています。



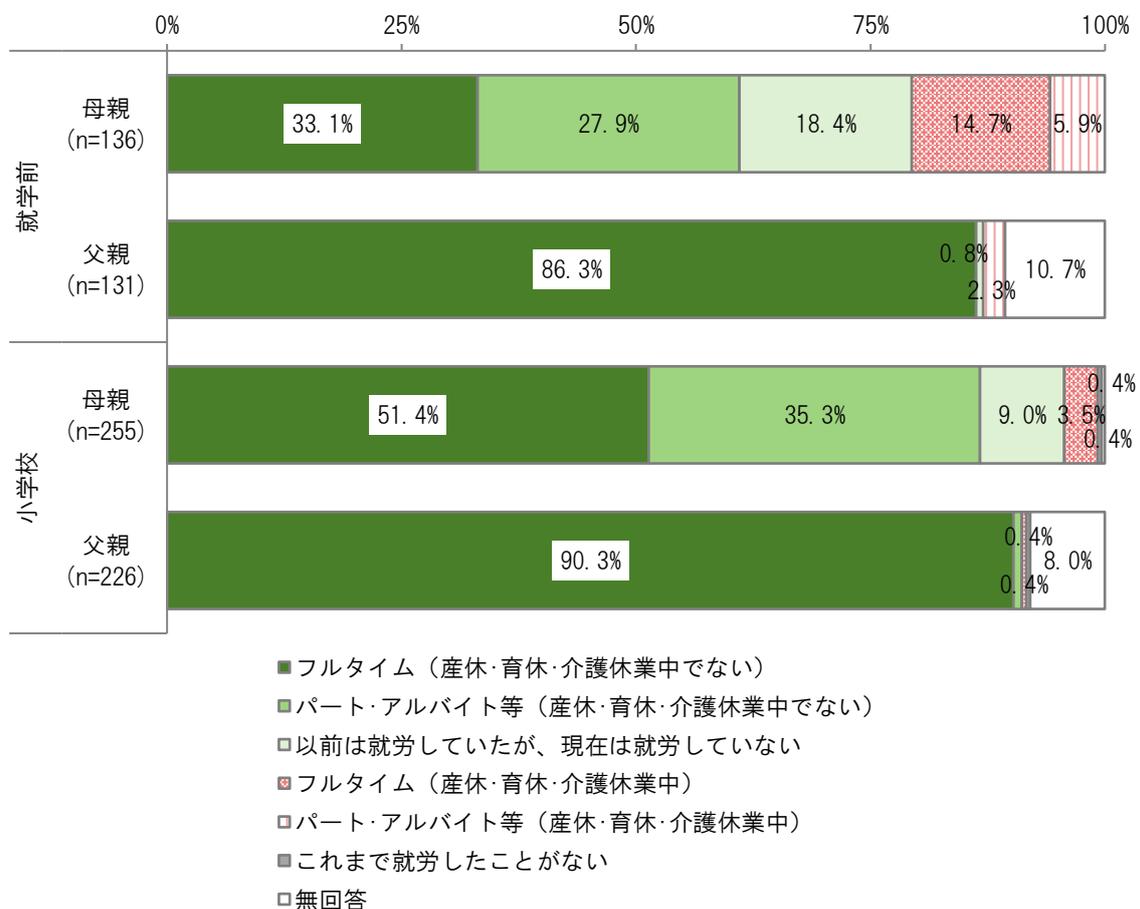
#### ④保護者の現在の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」（33.1%）、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中でない）」（27.9%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（18.4%）の順となっています。

就学前児童の父親の就労状況は、「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」（86.3%）が最多となっています。

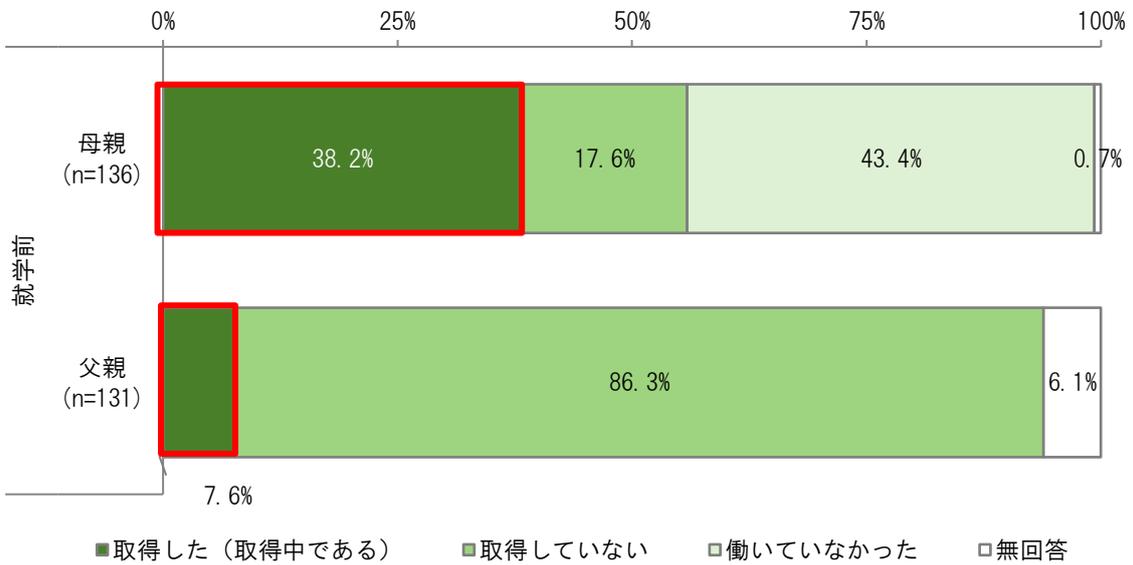
小学生の母親の就労状況は、「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」（51.4%）、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中でない）」（35.3%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（9.0%）の順となっています。

小学生の父親の就労状況は、「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」（90.3%）が最多となっています。

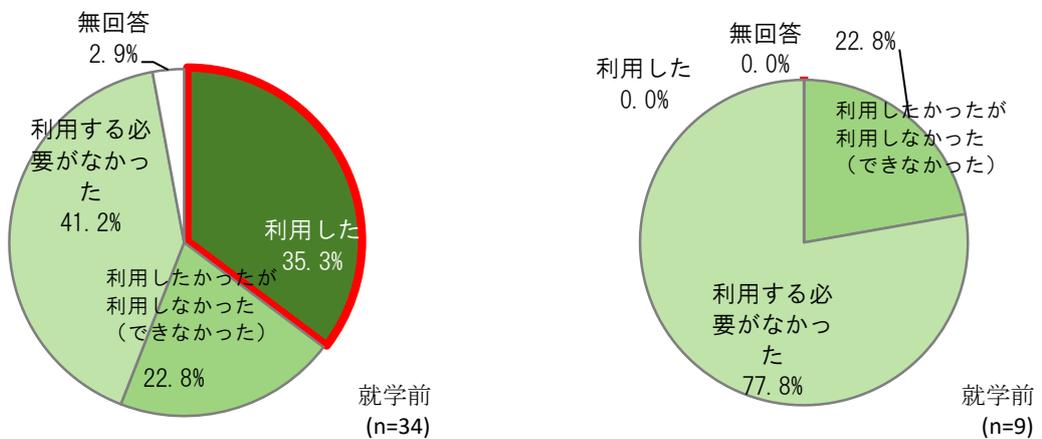


⑤育児休業・短時間勤務制度の利用

育児休業の利用について、母親では「取得した（取得中である）」が 38.2%、父親では 7.6%となっています。



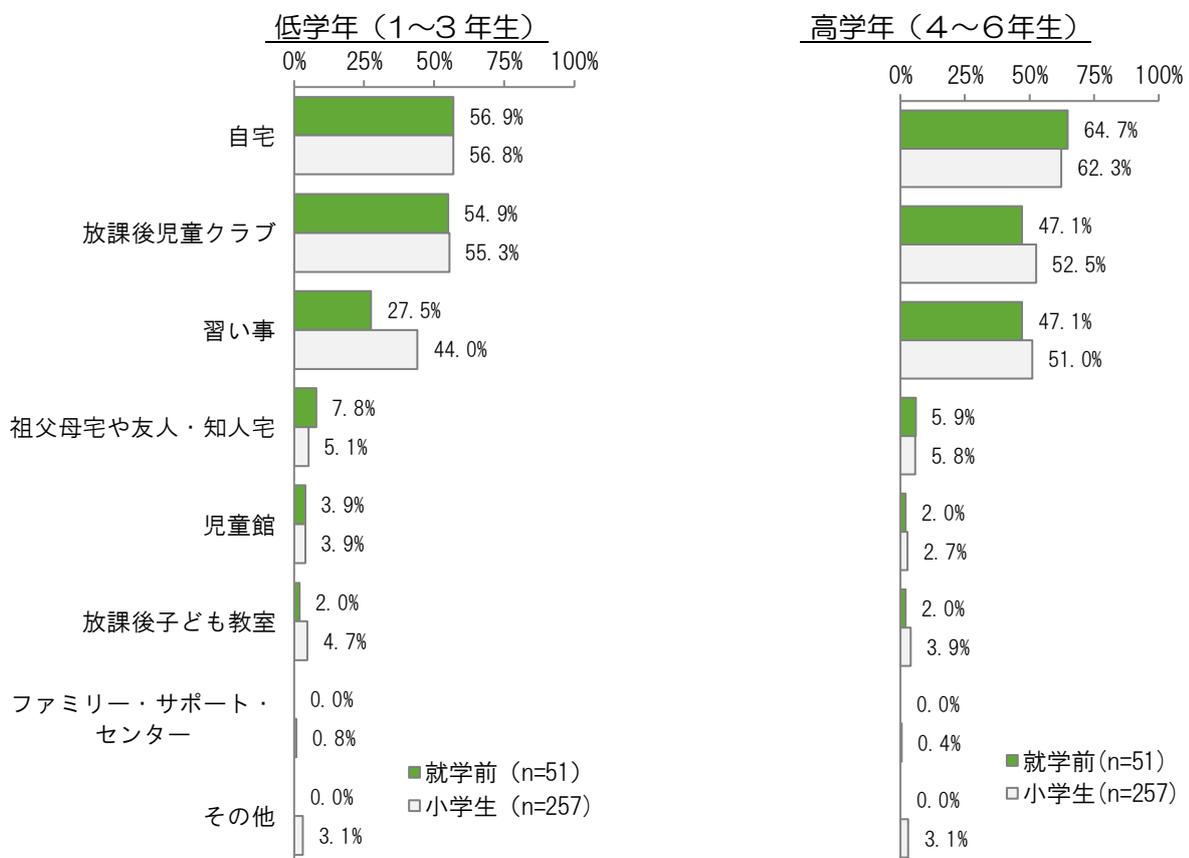
また、育児休業を取得した母親のうち、短時間勤務制度を「利用した」が 35.3%となっています。一方、父親で短時間勤務制度を利用したという回答はありませんでした。



### ⑥小学校就学後の放課後の過ごし方

お子さんが小学校低学年（1～3年生）になったら放課後の時間を過ごさせたい場所としては、就学前児童の保護者では「自宅」（56.9%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（54.9%）、「習い事」（27.5%）の順となっています。また、小学生の保護者では「自宅」（56.8%）、「放課後児童クラブ」（55.3%）、「習い事」（44.0%）の順となっています。

小学校高学年（4～6年生）になったら放課後の時間を過ごさせたい場所としては、就学前児童の保護者では「自宅」（64.7%）、「放課後児童クラブ」（47.1%）・「習い事」（47.1%）の順となっています。また、小学生の保護者では「自宅」（62.3%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（52.5%）、「習い事」（51.0%）の順となっています。

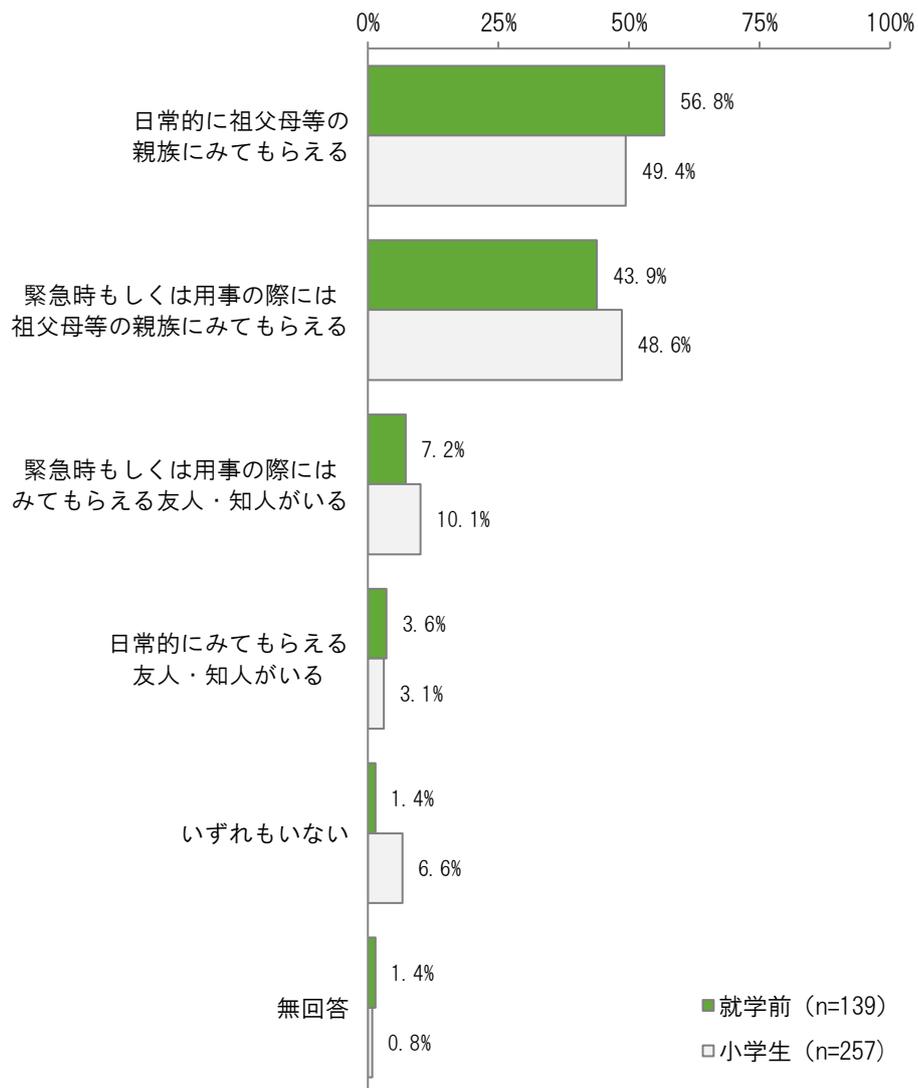


※就学前はお子さんが5歳以上である方のみ回答

### ⑦お子さんを見てもらえる親族・知人

お子さんを見てもらえる親族・知人について、就学前では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(56.8%)が最も多くなっています。また、「いずれもない」は1.4%となっています。

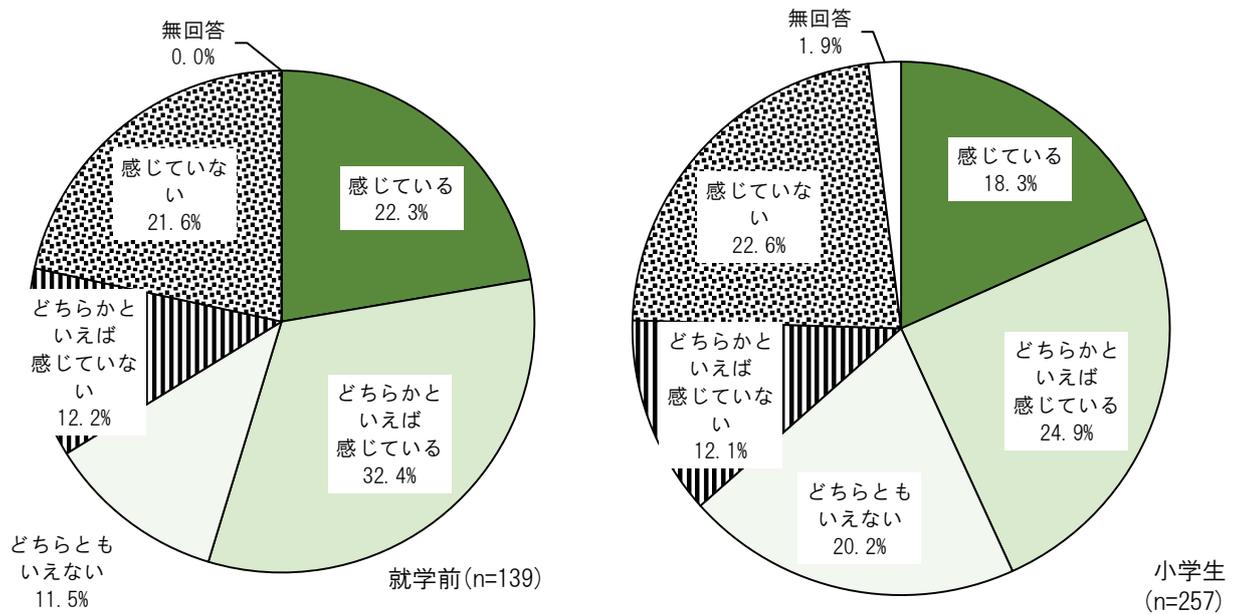
小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(49.4%)が最多となっています。また、「いずれもない」は6.6%となっています。



### ⑧経済的な理由による子育てへの不安

経済的な理由による子育てへの不安について、就学前では「感じている」、「どちらかといえば感じている」とする回答を合せて54.7%となっています。

小学生では「感じている」、「どちらかといえば感じている」とする回答を合わせて43.2%となっています。



## 5. 前期計画の評価と検証

第2期身延町子ども・子育て支援事業計画では基本理念実現に向け、5つの推進施策を定めており、その施策を達成するために具体的な様々な事業を展開しています。本項では各種事業の実績から、推進施策の評価、検証を行いました。

### (1) 子ども・子育てサービスを充実する

前期計画期間においては、子どもの人数の推計結果をもとに、ニーズ調査による家庭類型から、教育・保育事業の量の見込みやニーズを把握し、保育所（園）等を適正に利用できる体制作りを図ってきました。

その結果、計画期間において待機児童を発生させることはありませんでした。今後も児童数に応じ、適正な定員の確保に努めていきます。

地域子育て支援事業については、すべての事業において実施体制の維持・拡充を図ることにより保護者のニーズを満たすことができました。

特に学童保育事業については、前期計画の量の見込みに基づく体制作りにより、適正な運営を行うことができました。

一方でファミリー・サポート・センター事業については立ち上げの検討を行いましたが、町内のニーズがそこまで強くなかったため、立ち上げには至りませんでした。引き続き町内のニーズの把握に努めます。

### (2) 親と子双方の育ちを応援する

子どもと親の健康確保、家庭教育の支援、乳幼児教育・学校教育の充実、子ども・青少年の健やかな育成を柱に取り組みできました。ほとんどの事業に取り組むことができましたが、「子どもと高齢者こころの交流推進事業」については、すこやかクラブ（老人クラブ）の会員数の減少に伴い、活動が難しくなっていることから、事業の見直しを行います。

### (3) 子育て家庭を応援する

情報提供・相談体制の充実、子育てネットワークづくり、経済的支援の充実、要支援児童へのきめ細かな取り組み、男女共同参画社会づくりを柱に取り組みできました。ほとんどの事業に取り組むことができましたが、「子育てサークル支援」については、子育てサークルが町内に組織されていないため、未着手となっています。今後、町民のニーズに合わせ、適時に支援していきます。また、「障害児の学童保育施設への支援」、「交通禍等遺児支援」についても、対象児童がいないため、未着手となっています。今後、対象児童が発生した際には積極的な支援を行っていきます。「男性料理教室」については、コロナ禍に実施した軽運動教室が好評であることから、事業の見直しを行います。

### (4) 働きながら子どもを育てる家庭を応援する

保育所の充実、保育・子育て支援サービスの充実、放課後児童対策の充実、子育てと仕事の両立支援を柱に取り組みできました。ほとんどの事業に取り組むことができましたが、「学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施」については候補地の選定と予算の確保が困難なことから、未着手の状況となっています。また、「企業・事業所に対する意識啓発」、「公益財団法人21世紀職業財団事業の周知」については、コロナ禍で情報発信の方法が大きく変わったことから見直し、廃止とします。

## (5) 安心して暮らせる環境づくりを応援する

遊び場の確保、安心・安全なまちづくりの推進、地域における文化・交流活動等の充実、児童虐待防止体制の充実を柱に取り組んできました。家庭での読み聞かせを推進するため、乳児健康診査時（4 か月児）に絵本の読み聞かせを行い、その中から対象者が選んだ 1 冊を贈る「ブックスタート事業」が好評なため、本計画では 3 歳児向けのセカンドブックスタート事業に取り組めます。

「スポーツリーダー等養成事業」については現在、スポーツリーダーの育成方法を検討中です。

一方、「ポケットパーク整備」については未着手の状況となっています。また、「防犯ブザー配布」については、南部署・交通安全協会から提供を受けており、今後も同様と想定されるため、事業を廃止とします。

## (6) まとめ

5 つの推進施策において、概ね滞りなく事業を行うことができました。なお、(4) 働きながら子どもを育てる家庭を応援する、(5) 安心して暮らせる環境づくりを応援するにおいて、未着手の事業がみられました。町の子育て環境を向上させるためにも本計画では積極的に取り組んでいきます。

以上の評価結果を踏まえ、これまでの推進施策を踏襲するなか、滞りなく実施してきた事業についても引き続き事業を継続し、町の子育て環境のさらなる向上に努めます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

子育てを取り巻く環境について、全国的には核家族化、共働き世帯や母親のフルタイム就業の増加など子育てを取り巻く社会環境が大きく変化しており、待機児童の発生や地域との関係が希薄化するなどの様々な課題が発生しています。

こうした中、身延町では昔ながらの地域の連帯感や家族・親戚のつながりなどが強固に保たれており、地域の大人と子どもが積極的に関わり合い、地域ぐるみで子育て支援に取り組んできました。

本町では、平成27年に第1期子育て支援事業計画「みのぶ 子ども・子育て応援プラン」、令和2年には第2期子育て支援事業計画「みのぶ 「生まれ」「育ち」応援プラン」を策定し、子育て支援サービス等の充実に取り組み、町内の待機児童0人を維持してきました。また、子育て支援の充実を本町の主要施策に位置づけ、「身延町子育て全力サポート宣言！」を行い、保育料の無償化や給食費全額補助などの取り組みを他の自治体に先駆けて実施するなど、安心して子育てできる環境の整備を積極的に行ってきました。

これからも行政が子育てのサポートを率先して実施しながら、まち全体で子どもたちの成長と子育てを応援するという視点に立ち、これまでの第1期子育て支援事業計画“みのぶ 子ども・子育て応援プラン”、第2期子育て支援事業計画“みのぶ 「生まれ」「育ち」応援プラン”の基本理念を踏襲して、各種施策を推進することとします。

#### 基本理念

子どもたちの成長と子育てを応援するまち  
～充実したサポートで安心子育て～

### 2. 計画の愛称

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、愛称は、第2期子育て支援事業計画の愛称“みのぶ 「生まれ」「育ち」応援プラン”を踏襲しつつ、本計画では町全体ですべての子どもの出産から子育てまで一貫してサポートを行うこととしているため、愛称を“みのぶ 子ども 子育て オール サポート プラン”とし、計画を幅広く町民に周知しつつ各種施策に取り組んでいきます。

### 3. 基本方針

基本目標の実現に向けた基本方針は次のとおりです。

#### 方針1 豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質の向上

乳幼児期は、心情、意欲、態度を身につけながら基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、人として生きていく土台が育つ極めて重要な時期です。

このため、すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を確保しつつ、「子どもはどのような環境の中で育つべきなのか」という「子育て」の原点に立ち、乳幼児期の子どもの成長を豊かにするための環境の整備に取り組んでいきます。併せて、人間形成の基礎が育つ乳幼児期の重要性を、広く社会に啓発していく施策の推進に取り組んでいきます。

また、学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、保護者から自立する意識や他者に対する理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい時期でもあります。学校教育をはじめ、多様な学習や体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

そのため、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の向上、学童期における心身の健全な発達を通じて、すべての子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自分らしく成長することが可能となるよう、教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

#### 方針2 子育て支援と育児環境の整備

子どもの成長にとって家庭はかけがえのない場所であり、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることはいうまでもありません。子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親と子どもが育ちあい、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

また、さまざまな事情により、緊急の支援を求める家庭も増加しており、配慮が必要な子どもや家庭などに手厚い行政サポートが必要となっています。未来の社会を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、保護者と子どもが豊かな関係を築き成長していくために、地域づくりやまちづくりの中に、子育て支援の体制をしっかりと位置づけ、地域の中で重層的な子育て支援ネットワークを構築していく必要があります。こうした取り組みは安心して子どもを生み育てることができるまちづくりだけでなく、地域の支援力を高め、地域全体の活性化にも繋がります。

さらに、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、育児の環境整理に取り組んでいきます。

### 方針3 多様な生き方・働き方の支援のための環境整備

子どもの健全育成を考えるうえでは、家族の労働環境の整備を進めていくことが重要であり、仕事と家庭・子育てのバランスのとれた生活を送ることができる雇用環境の整備を進めていくことが必要となります。

このため、仕事と家庭・子育ての両立について、広く周知し、意識改革を促すとともに、事業主に対して、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うよう啓発していきます。

また、コロナ禍を経た社会状況の変化に伴い、人々の価値観も多様化しています。しかし、「子どもを持つ親が、その子どもの成長を見守り、家族との豊かな人間関係を育みながら、地域や社会の中で生活すること」は特別ではなく、誰にでも保障されるべきであり、その実現のために具体的な取り組みを推進していきます。

### 方針4 保育所・認定こども園などの効果的・効率的な運営

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭や地域、保育所などが協力して、在宅児の家庭を含めたすべての乳幼児と子育て家庭への、きめ細かな子育て支援を行う必要があります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う必要があります。町と保育所・認定こども園（以下「保育所等」という）や、小規模保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

そのため、子どもの育ちを見通し、発達を助長する質の高い教育・保育環境の整備が必要であり、保育所等の機能を有効に活用しながら必要な取り組みを進めます。

### 方針5 「こどもまんなか社会」の視点の取り込み

こども基本法に基づくこども大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を子ども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

こうした視点は子どもとその保護者を支援するにあたり、重要な視点です。

そのため、本計画策定にあたっては子どもや子育て世帯の声を十分に取り入れていきます。

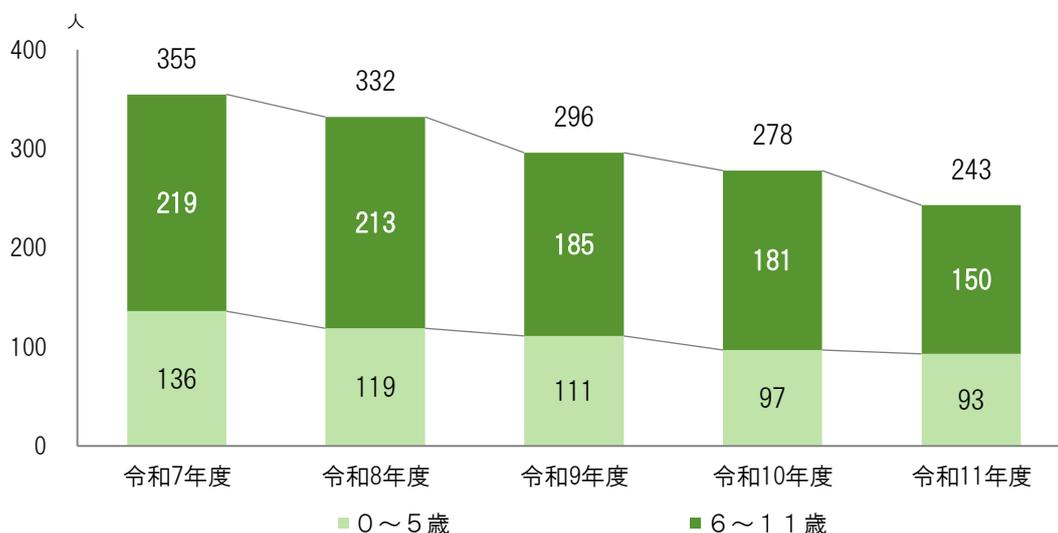
## 4. 子どもの人数の推計

令和7年度から令和11年度までの子どもの人数の推計結果（推計方法：コーホート変化率法）は次のとおりです。

0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子どもの人数は減少していくものと推計されます。

単位：人

数値区分	将来推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	15	15	14	14	12
1歳	21	15	15	15	14
2歳	16	21	15	15	14
3歳	27	16	21	15	15
4歳	23	28	17	21	16
5歳	34	24	29	17	22
0～5歳	136	119	111	97	93
6歳	21	34	24	28	16
7歳	29	21	35	24	28
8歳	47	29	21	33	23
9歳	30	47	29	21	33
10歳	53	30	46	29	21
11歳	39	52	30	46	29
6～11歳	219	213	185	181	150
0～11歳	355	332	296	278	243



## 5. 教育・保育提供区域（圏域）

### （1）教育・保育提供区域（圏域）について

本計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として教育・保育提供区域（以下「圏域」という。）を設定します。圏域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、圏域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

### （2）本町における圏域設定

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定する必要があります。

本町では、上記の事項を勘案し、圏域（基本型）を町全域の1区域に設定します。ただし、学童保育については小学校区を圏域とします。



## 6. 施策の体系

### 基本理念

### 推進施策

子どもたちの成長と子育てを応援するまち  
〜充実したサポートで安心子育て〜

#### 1. 子ども・子育て支援サービスを充実する

- (1) 教育・保育・地域型保育の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### 2. 親と子双方の育ちを応援する

- (1) 子どもと親の健康確保
- (2) 家庭教育の支援
- (3) 乳幼児教育・学校教育の充実
- (4) 子ども・青少年の健やかな育成支援

#### 3. 子育て家庭を応援する

- (1) 情報提供・相談活動の充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくり
- (3) 経済的支援の充実
- (4) 要支援児童へのきめ細かな取り組み
- (5) 男女共同参画づくり

#### 4. 働きながら子どもを育てる家庭を応援する

- (1) 保育所の充実
- (2) 保育・子育てサービスの充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 子育てと仕事の両立支援

#### 5. 安心して暮らせる環境づくりを応援する

- (1) 遊び場の確保
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 地域における文化・交流活動等の充実
- (4) 児童虐待防止の充実

#### 6. すべての子どもとその親を応援する

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労支援
- (4) 経済的支援

## 第4章 推進施策

### 1. 子ども・子育て支援サービスを充実する

#### ■ 量の見込み設定についての考え方

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえつつ、圏域内の小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに定める必要があります。

本計画では、国の基本指針等を踏まえ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査に基づいて「幼児期の教育・保育施設の量の見込み（必要利用定員総数）」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」、「認定こども園の量の見込み（必要利用定員総数）」、「学童保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業等における確保の内容及び実施時期を設定します。

#### ■ 教育・保育認定について

平成27年4月より施行された子ども・子育て支援法では教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所等に対する財政支援を共通化しています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況に応じ、町が定める「保育の必要性についての認定」を受ける必要があります。認定区分は以下のとおりとなっています。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定			高い	保育所（園） 認定こども園
3号認定	0～2歳	主に保育	保育所（園） 認定こども園 等	

### ○1号認定

満3歳以上の児童で、教育を希望する場合  
主な利用先は認定こども園・幼稚園

### ○2号認定

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合  
主な利用先は保育所・認定こども園（保育部分）

### ○3号認定

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合  
主な利用先は保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業

## （1）教育・保育・地域型保育の充実

### ①1号認定

#### ■事業内容

- ・教育ニーズが高い認定区分に対する教育・保育（認定こども園、幼稚園）

#### ■量の見込みと確保の内容

（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）		8	6	6	5	5
②確保の内容	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差（②－①）		7	9	9	10	10

- ・3歳児から5歳児のニーズをもって量の見込みとしました。

#### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、現行の施設・体制により量の確保に対応します。

## ②2号認定

### ■事業内容

- ・保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所等）

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		71	57	56	45	45
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	75	75	75	75	75
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		4	18	19	30	30

- ・3歳児からの児童のほとんどが利用している実情から、3歳児から5歳児のニーズをもって量の見込みとしました。

### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、現行の施設・体制により量の確保に対応します。

### ③3号認定（0歳）

#### ■事業内容

- ・保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所等）

#### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		9	9	9	9	7
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	11	11	11	11	11
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		2	2	2	2	4

- ・アンケートにおける0歳児の利用意向割合を推計した各年度の新生児数に乗じて量を見込みました。

#### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、現行の施設・体制により量の確保に対応します。

#### ④3号認定（1・2歳）

##### ■事業内容

- ・保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所等）

##### ■量の見込みと確保の内容

（単位：人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）		28	27	23	23	21
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	34	34	34	34	34
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）		6	7	11	11	13

- ・アンケートにおける1・2歳児の利用意向割合を推計した各年度の児童数に乘じて量を見込みました。

##### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、現行の施設・体制により量の確保に対応します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

### ①時間外保育事業（延長保育事業）

#### ■事業内容

- ・ 保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

#### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	30	30	30	30	30
差(②-①)	10	10	10	10	10

- ・ 町内すべての保育所で実施実績をみるなか、11時間保育、8時間保育を超えての利用を見込みました。

#### ■量の確保方策

- ・ 量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、現行の施設・体制により量の確保に対応します。

## ②子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■事業内容

- ・保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・本町内では利用ニーズがありませんでした。

### ■量の確保方策

- ・ニーズ調査では利用希望がありませんでしたが、今後もニーズの把握に努め、ニーズが見込まれる場合は量の確保を検討します。

### ③地域子育て支援拠点事業

#### ■事業内容

- ・親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援するとともに、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業

#### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600
②確保の内容	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
差(②-①)	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400

- ・児童館(子育て支援センター)および地域子育て支援センター「ぬくぬく」(大野山保育園内に設置)の利用実績及び今後の人口動向から、量の見込みを推計しました。

#### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、既存の施設を利用して量の確保に対応します。

#### ④一時預かり事業

##### ■事業内容

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業

##### ■量の見込みと確保の内容

###### (ア) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

（単位：人日）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

###### (イ) その他の一時預かり

（単位：人日）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	250	240	230	220	210
②確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差（②－①）	950	960	970	980	990

- ・本町には幼稚園がなく、幼稚園型の一時的預かりは実施していません。その他の一時預かりの量の見込みをニーズに基づき見込みました。

##### ■量の確保方策

- ・量の見込みが確保の内容を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないため、既存の施設を利用して量の確保に対応します。

## ⑤病児・病後児保育事業

### ■事業内容

- ・病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保の内容	50	50	50	50	50
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・利用実績をもとに量を見込みました。

### ■量の確保方策

- ・量の見込みと同等の確保を、既存の施設・体制を利用して行います。

## ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### ■事業内容

- ・地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（低学年）	70	70	70	70	70
①量の見込み（高学年）	210	210	210	210	210
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	-280	-280	-280	-280	-280

- ・少人数ではありますが、就学児のニーズをもって量の見込みとしました。また、未就学児においても量の見込みは算出していませんが、本事業へのニーズを確認しています。

### ■量の確保方策

- ・町内のニーズを幅広く確認するなか、先行自治体の運営状況等を研究し、事業の立ち上げ可否を検討します。
- ・援助する会員の確保が必要であることから、地域全体で子育てを支える機運の醸成に向けて情報発信に取り組みます。

## ⑦利用者支援事業

### ■事業内容

- 子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策

- ニーズ調査では、国が定める利用者支援事業に利用希望がありませんでしたが、すでに本町にある「子育て支援センター」や「子育て世代包括支援センター」を活用し、保健師による相談対応や案内を本事業に代えて実施しています。今後、ニーズが見込まれる場合は量の確保を検討します。

## ⑧妊婦健康診査

### ■事業内容

- ・母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に沿って妊婦一般健康診査受診票を交付し、公費負担による妊婦健診の受診を促進することにより妊娠中の異常を早期に発見して、適切な治療や保健指導につなげる事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保の内容	35	35	35	35	35
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数及び妊婦の見込み及び過去の実績を基に算出しました。

### ■量の確保方策

- ・県外の病院受診においても費用を助成できるよう、県外医療機関との連携を図ります。また、母子手帳交付対象者に相当する量の見込みを確保するほか、手帳交付時に、受診の必要性や受診券の使い方を説明することで、着実な実施に努めます。

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業（妊婦訪問、全産婦・赤ちゃん訪問事業）

### ■事業内容

- ・妊娠生活が不安な妊婦さんや、出生した全ての赤ちゃん・お母さんを対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業

### ■量の見込みと確保の内容

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②確保の内容	25	25	25	25	25
差（②－①）	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数から妊婦の見込みを算出しました。

### ■量の確保方策

- ・保健師、助産師が連携を図り、必要な時期に関われるよう、住んでいる地区ごとに担当保健師を配置し、訪問・相談等を一貫して行い量の確保に対応します。

## ⑩養育支援事業

### ■事業内容

- ・ 育児不安を抱える家庭や、子育て支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の養育を支援する事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の内容	9	9	9	9	9
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・ 人口推計による出生数及び妊婦の見込み及び過去の実績を基に算出しました。

### ■量の確保方策

- ・ 必要に応じて保健師が助産師や栄養士と一緒に訪問し、専門的、具体的な助言を行うとともに、地区ごとに担当保健師を配置し、継続して関わりながら量の確保に対応します。

## ⑪子育て世帯訪問支援事業

### ■事業内容

- ・子育て支援が特に必要な家庭や出産後間もない産婦のいる家庭、家族の世話などを行う子ども（ヤングケアラー）のいる世帯に対して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	96	96	96	96
②確保の内容	96	96	96	96	96
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数及び妊婦の見込み及び類似事業の実績を基に算出しました。

### ■量の確保方策

- ・必要に応じて保健師が助産師や栄養士と一緒に訪問し、専門的、具体的な助言を行うなど継続して関わりながら量の確保に対応します。

## ⑫児童育成支援拠点事業

### ■事業内容

- ・養育環境等の課題を抱える子どもに対し、子どもの居場所となる拠点を開設し、生活の場を提供するなか、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、進路等の相談支援、食事等の提供等を行うとともに、その世帯の状況を把握し、関係機関との調整を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数見込み及び類似事業の実績を基に算出しました。

### ■量の確保方策

- ・量の見込みと同等の確保を、既存の施設・体制を利用して行います。

### ⑬親子関係形成支援事業

#### ■事業内容

- ・子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に合った情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間の適切な関係性の構築を図る事業

#### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■量の確保方策

- ・町内の類似事業の実績から、現時点でニーズを見込んでいません。今後、ニーズが見込まれる場合は量の確保を検討します。

## ⑭妊婦等包括相談支援事業

### ■事業内容

- ・妊婦等に対して面談等を行うことで、妊婦等の心身の状況、その他置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105	105	105	105	105
②確保の内容	105	105	105	105	105
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数及び妊婦の見込みに実施回数(1人3回を想定)を乗じ、算出しました。

### ■量の確保方策

- ・保健師、助産師等が連携を取るなか、子育てガイド等を案内し、今後の出産・育児の見通しを立てられるよう量の確保に対応します。

## ⑮乳児通園支援事業

### ■事業内容

- ・働き方やライフスタイルにかかわらず、すべての子ども、子育て世帯を支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(0歳児)	-	225	210	210	180
②確保の内容(0歳児)	-	225	210	210	180
差(②-①)	-	0	0	0	0
①量の見込み(1歳児)	-	225	225	225	210
②確保の内容(1歳児)	-	225	225	225	210
差(②-①)	-	0	0	0	0
①量の見込み(2歳児)	-	315	225	225	210
②確保の内容(2歳児)	-	315	225	225	210
差(②-①)	-	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数の見込みに1月当たりの利用上限時間(10時間)を乗じ、見込み量を算出しました。令和8年度からの事業開始を予定しています。

### ■量の確保方策

- ・量の見込みと同等の確保を、既存の施設・体制を利用して行います。

## ⑯産後ケア事業

### ■事業内容

- ・退院直後の母子に対して宿泊による休養機会の提供等を通し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を行う事業

### ■量の見込みと確保の内容

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	8
②確保の内容	10	10	10	10	8
差(②-①)	0	0	0	0	0

- ・人口推計による出生数及び妊婦の見込み及び過去の実績を基に算出しました。

### ■量の確保方策

- ・山梨県産後ケア事業を活用しており、県と連携するなか量の確保に対応します。

## ⑰放課後児童健全育成事業（学童保育）

### ■事業内容

- ・就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

### ■量の見込みと確保の内容

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （低学年）	57	50	47	50	40
①量の見込み （高学年）	72	76	62	57	49
②確保の内容	129	126	109	107	89
差（②－①）	0	0	0	0	0

- ・利用者が継続的に利用する傾向がある事業のため、直近時点の低学年の登録・利用状況に基づき量の見込みを推計しました。

### ■量の確保方策

- ・利用児童の増加により受け入れが困難となる施設については、施設の増設も含めて対応し、待機児童が生じないよう量の確保に努めます。

## 2. 親と子双方の育ちを応援する

### (1) 子どもと親の健康確保

家族が健康であることは生活の基本であり、みんなの願いでもあります。特に母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、安心して出産、子育てができるよう、母子保健事業の充実、子育て支援体制づくりを進めます。

また、乳幼児期から正しく栄養バランスのとれた食習慣が定着し、家族団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みの中で、食を通じて豊かな人間性が形成されるよう、食育を進めます。

#### ①母子保健事業の充実

母子健康手帳交付時の健康相談をはじめ、妊娠期から育児期の総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、乳幼児健診、歯科検診等の健康診査及び訪問指導や予防接種を通じて、子どもの健康保持・増進を図ります。

#### ②子育て支援体制づくりの推進

妊産婦訪問・赤ちゃん全戸訪問や各種健康相談教室を開催し、出産や子育てが安心してできるよう支援するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

#### ③食育の推進

乳幼児健診時、食に関する相談や学習機会を設け、情報提供や保健指導を行います。また、各関係機関との連携を図り、食を通じた豊かな人間性形成や健康増進を推進します。

さらに、給食提供を通して、保護者や児童・生徒に食文化や食への感謝、食の安全性や食材の生い立ち、地場産業等についての教育、啓発を図ります。

#### ④住民参画による子育て支援体制の推進

食生活改善推進委員会や愛育会等の地域住民組織と連携し、乳幼児期からバランスのとれた食習慣を確立することや地域ぐるみの子育て支援を推進します。

【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して安心して妊娠期を過ごすための相談や面接を実施します。	子育て支援課
2	妊婦歯科検診	妊娠中は、歯周疾患もおこりやすく、むし歯等治療が必要な場合もあるので、安定期に入ったら検診を行っています。	子育て支援課
3	妊婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診券を発行し、費用を補助します。	子育て支援課
4	妊産婦訪問・赤ちゃん全戸訪問	訪問希望者や支援が必要な妊婦さん、全ての新生児とそのお母さんを訪問し、発育、栄養、生活環境、育児等の相談を行い、家庭で安心して育児ができるように支援します。	子育て支援課
5	産婦健康診査費用助成	妊婦訪問時に2回の受診票の発行を行い、健診費用を助成します。	子育て支援課
6	乳児一般健康診査	妊婦訪問時に2回の受診券を発行し、費用を補助します。	子育て支援課
7	新生児聴覚検査費用助成	妊婦訪問時に受診票の発行を行い、検査費用を助成します。	子育て支援課
8	乳児健康診査(4.7.10.13ヶ月児)	保護者とともに子どもの成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めます。	子育て支援課
9	1歳6ヶ月児健康診査	保護者とともに子どもの成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めます。	子育て支援課
10	2歳児健康診査	保護者とともに子どもの成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めます。	子育て支援課
11	3歳児健康診査	保護者とともに子どもの成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めます。	子育て支援課
12	乳幼児健康診査未受診者のフォロー	乳幼児健診未受診者に対し、状況を把握する中で受診勧奨を行います。	子育て支援課
13	幼児歯科検診	歯の健康を確認し、保護者が子どものむし歯予防のために、ブラッシング方法、おやつとの与え方等日常生活を見直す機会とします。また、希望者にはフッ化物塗布を行います。	子育て支援課
14	フッ化物塗布・フッ化物洗口	各種幼児健診時フッ化物塗布を希望する子どもに行います。また町内関係機関の協力を得て年長児及び小中学校希望児童生徒にフッ化物洗口をしています。	子育て支援課
15	就学時健診	就学を予定している子どもの心身の状態を把握して、学校への就学にあたって、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適正な就学を図ることを目的としています。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課 各小学校
16	学校での健康教育	定期健康診断や保健だよりの発行、性教育などとおして児童生徒の健康意識を高めます。	学校教育課
17	予防接種	個人ごとに予防接種情報を伝え、必要時に個別相談に応じ、接種勧奨を行います。	子育て支援課
18	インフルエンザ予防接種費用助成	子どものインフルエンザワクチン接種費用を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
19	ベビーすくすく教室	0歳児の乳児のお母さんたちを対象に、交流の場を設け、ベビーマッサージでのスキンシップをとったり、お母さん同士で話をしたり、リフレッシュをしながら、子育てを楽しくすごしてもらうきっかけづくりの教室を行います。	子育て支援課
20	乳幼児健康相談	子育て支援課の保健師が所内相談・電話相談を随時実施します。	子育て支援課
21	子育て相談	子育て世代包括支援センターにおいて保健師が、電話・来所による相談を実施します。	子育て支援課
22	子育て発達相談	子どもの成長や発達、子どもへの関わり方に心配がある保護者の個別相談や、遊びを通しての個別訓練を心理士や保健師が行います。	子育て支援課
23	養育支援家庭訪問事業	子どもの教育支援が必要な家庭に対して、ヘルパー、助産師、栄養士、心理士、保健師等が訪問を行い支援します。	子育て支援課
24	保育所(園)巡回相談	心理士や保健師等の関係者が、子どもの集団生活の様子や、生活の様子を確認するとともに、必要に応じて保護者の相談に応じ子育てを支援します。	子育て支援課 学校教育課
25	救急医療体制	休日診療や24時間診療体制など、医師会の協力のもとで地域の救急医療体制を維持します。	福祉保健課
26	親子ふれあい教室	地域の食生活改善推進委員会や愛育会などのボランティア組織が料理教室や工作教室などの、その地域にあった教室を通して親子のふれあいを支援します。	子育て支援課 福祉保健課
27	栄養相談	乳幼児健診時に、管理栄養士による子どもの食生活について相談を実施します。	子育て支援課 福祉保健課
28	子育てボランティア活動	声かけやふれあいを通じて子育てを支援します。	食生活改善推進委員会・ 愛育会・主任児童委員

## (2) 家庭教育の支援

家庭での子育ての責任の再認識を促し、家庭教育力の向上を図るために、家庭教育支援体制を推進します。

### ①家庭教育支援の推進

家庭教育の重要性を町民全体に認識してもらう周知活動や相談等できる体制づくりを進めます。

### ②世代間交流による子育て家庭の支援

高齢者等とのふれあいを通じて、町民全体で子どもを育む取り組みを進め、子育てや家庭教育生活の基本など子育て支援の輪を広げます。

### ③生涯学習との連携強化

生涯学習関連事業との連携を強化し、地域で育む子育て支援の強化につなげます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
29	家庭教育支援の推進	家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、学習の場の提供や交流、相談など家庭教育支援体制の強化に努めます。	生涯学習課
30	子育てハンドブックの配布	育児等に関する情報が掲載された、子育てハンドブック等の資料を配布します。	子育て支援課
31	子どもと高齢者 こころの交流推進事業	地域において子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる事業を推進します。また、子どもが安心安全に生活できる環境確保に努めます。	社会福祉協議会 (老人クラブ)
32	生涯学習事業	親子教室など、家庭教育支援に繋がる事業の充実を図ります。	生涯学習課

### (3) 乳幼児教育・学校教育の充実

保育所等、学校それぞれにおける教育を充実するとともに、お互いの連携を深め、子どもの成長を支援します。

#### ①乳幼児教育の充実

保育所等において実施する教育事業の充実を図ります。

#### ②学校教育の充実

子どもの心に響く道徳教育や健康教育、特別支援教育などを進めるとともに、特色ある学校づくりを進めます。また、適正な学級規模を確保し、たくましい児童・生徒の育成を図ります。

さらに保育所等との緊密な連携により適切な特別支援教育を進めます。

#### ③保育所、学校の連携強化

家庭・地域・保育所等・学校の連携を強化し、子どもの育ちを支援します。特に保育所等と学校間における個々の児童に関する情報等の共有をより緊密にし、きめ細かな教育指導等を図ります。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
33	職員研修	保育士及び教職員の研修を進めます。	子育て支援課 学校教育課
34	学校での道徳教育	心のノートや学年に応じた教材を活用して命の大切さを伝え、豊かな人間性を育てます。	学校教育課
35	赤ちゃんふれあい体験学習	人間の生命誕生について理解するとともに、自己及び他人の生命を大切に思う気持ちを育てます。	子育て支援課 中学校
36	特別支援教育	視覚障害、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害などで、教育・療育に特別なニーズのある児童生徒に対する適切な教育支援を行います。	学校教育課
37	学校評議員の設置	小中学校に評議員を置き、地域に開かれた特色ある学校運営を進めます。	学校教育課
38	小中学校施設整備事業	施設の維持改善や耐震補強などを計画的に進めます。	学校教育課
39	小中学校の体験保育	小中学生による保育所での交流を促進します。	学校教育課

#### (4) 子ども・青少年の健やかな育成

体験学習を通じて、次代を担う子ども・青少年の豊かな心の育成や意識の高揚を図るとともに、児童生徒に対する指導に努めます。

##### ①体験学習の充実

総合的な学習の時間などを活用した体験学習を行い、命の大切さを学び、他人への思いやりの心を育てる取り組みを推進します。

##### ②スクールカウンセラーによる相談事業の実施

小中学校にスクールカウンセラーを配置し、一人ひとりの個性を大切に、相談体制づくりの取り組みを実施していきます。

##### ③健全育成活動の充実

非行にはしる児童生徒をなくし、健全に育成できるよう、関係機関と連携して取り組みます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
40	総合的な学習の時間	保育所への訪問や職場体験をしたり、地域人材を活用するなどして、総合的な学習の時間を有効活用します。	学校教育課
41	中学生・高校生に対する子育て意識の醸成	将来親になる世代の中学生・高校生を対象に、保育体験の機会を充実します。	学校教育課
42	スクールカウンセラー活用事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校などの問題行動に対する相談体制づくりに取り組みます。	学校教育課
43	生徒指導連絡協議会 不登校児童生徒対策会	教育委員会、教育相談員、学校生徒指導主任、主任児童委員などからなる会議を開催し、情報交換を行い対策方針の検討を行います。	学校教育課

### 3. 子育て家庭を応援する

#### (1) 情報提供・相談体制の充実

行政や関係機関、住民など、地域全体が協力して子育て支援ができるよう、様々な事業を進めます。

その中で事業の内容をわかりやすく、気軽に利用できるように積極的に情報を発信するとともに、誰もが気軽に相談でき、解決に結びつけられるような、相談体制を図ります。

##### ①情報提供の充実

ホームページやパンフレットなどの多様な媒体で、行政サービスなどの情報提供を積極的に進めます。また、地域子育て支援センターが子育て支援情報の発信基地となるよう、機能充実に努めます。

##### ②地域子育て支援センター事業の推進

子育て家庭の育児不安を解消するための育児相談や情報の提供、子育てサークルなどの育成・支援といった本来の役割を担いつつ、地域の関係機関の核となる地域子育て支援センター事業を推進します。

##### ③行政相談の充実

子育て世代包括支援センターなどを中心として、妊娠から育児期にわたる総合的な相談、支援体制を推進します。

##### ④関係機関での相談体制の充実

保育所、学校、地域子育て支援センター、民生委員児童委員等、関係機関での相談を充実します。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
44	広報「みのぶ」・パンフレットでの情報提供	広報「みのぶ」や各種パンフレットで情報提供を進めます。	子育て支援課
45	インターネットホームページでの情報提供	インターネットのホームページで情報提供を進めます。	子育て支援課
46	やまなし子育てネットのPR	県のホームページで総合的に子育て情報を提供するやまなし子育てネットをPRします。	子育て支援課
47	子育てガイドブック	子育てに関するガイドブックを配布します。	子育て支援課
48	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターで相談活動を行います。	子育て支援課
49	地域子育て支援センター（児童館）	相談や情報提供などの子育て拠点となる地域子育て支援センターの機能充実に努めます。	子育て支援課
50	市町村子育て総合相談連携強化事業	県が開設する子育て相談窓口（かるがも）をPRします。	子育て支援課

## (2) 子育て支援ネットワークづくり

保護者同士の相談指導を行う人のネットワーク、行政及び関係機関とのネットワークなど、多方面での連携に努め、地域の子育て力の向上を図ります。

### ①保護者のネットワークづくり

気軽に集うことのできる場の開放や、自主的に活動する子育てサークルの育成などを通じて、保護者のネットワークづくりを促進します。

### ②行政や関係機関のネットワークづくり

役場、保育所、学校、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、社会福祉協議会、児童相談所など、あらゆる関係機関との連携体制の充実を図り、特に学校・保育所間のネットワークづくりを推進します。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
51	子育てサークル支援	地域の保護者が自主的に活動する子育てサークルの活動を支援します。	子育て支援課
52	遊び・学ぶ 子育て教室開催事業	子育て講演会などを通じて、育児知識の提供と仲間づくりを支援します。	子育て支援課
53	保護者会・PTA活動	保育所、学校、それぞれの保護者で組織するPTA活動を促進します。	子育て支援課 学校教育課

### (3) 経済的支援の充実

地域全体で子どもを育む観点から、子育てにかかる経済的負担の軽減に向けて、養育費、教育費、医療費を補助する施策を進めています。本計画においても本町の子育て支援の特色として打ち出し、子育てしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

#### ①養育費の支援

子育てに伴う養育費の負担を軽減するため、児童手当や児童扶養手当の周知に努めます。

#### ②教育費の支援

小中学校の就学援助制度、奨学金などの活用により、教育費の負担軽減に努めます。

#### ③医療費の支援

乳幼児にかかる医療費は大きな負担となっているため、18歳まで対象年齢を拡大した子育て支援医療費助成制度の維持に努めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
54	児童手当	国の制度により児童手当を給付します。	子育て支援課
55	児童扶養手当	国の制度により児童扶養手当を給付します。	子育て支援課
56	就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して、就学援助費を支給します。また、特別支援が必要な児童・生徒に対して、就学奨励費を支給します。	学校教育課
57	子育て支援医療費助成制度	満18歳年度末までの子どもに対する医療費自己負担分の全額を助成します。	子育て支援課
58	不妊に悩む家族の支援	不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要した費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。	子育て支援課
59	やまなし子育て応援カード	18歳未満の子ども又は妊婦がいる家庭に交付され「やまなし子育て応援カード協賛企業」からサービスを受けることが出来ます。	子育て支援課

#### **(4) 要支援児童へのきめ細かな取り組み**

ひとり親家庭や障害児のいる家庭、外国人家庭や遺児など、支援の必要がある家庭へのきめ細かな取り組みを進めます。

##### **①ひとり親家庭に対する支援**

ひとり親家庭等医療費助成制度や母子父子寡婦福祉資金の貸付などを通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

##### **②障害児のいる家庭に対する支援**

療育相談や保育所への巡回相談を行い、心身の発達に支援を必要としている乳幼児とその家族の支援体制に努めます。

##### **③遺児等に対する支援**

交通禍等遺児福祉手当や奨学金などの経済的支援制度を検討するとともに、里親制度の普及啓発に努めます。

##### **④保護児童の早期発見及び対応の充実**

保育所、学校、福祉・保健・医療機関等の連携による要保護児童の早期発見と、要保護児童対策地域協議会による早期対応に努めます。

【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
60	児童扶養手当	国の制度によりひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課
61	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費を助成します。	子育て支援課
62	母子寡婦福祉団体への支援	母子寡婦福祉団体の運営を支援します。	子育て支援課
63	母子父子寡婦家庭福祉資金貸付	県の貸付制度を周知するとともに、相談に応じます。	子育て支援課
64	情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭・寡婦のしおり」を配布し、貸付、相談、住宅等の情報を提供します。	子育て支援課
65	障害児保育	保育所で障害のある子の受け入れを進めます。	子育て支援課
66	障害児の学童保育室への支援	障害のある子を対象とした学童保育室への支援を行います。	子育て支援課
67	障害児福祉手当	国の制度により手当を支給します。	福祉保健課
68	特別児童扶養手当	国の制度により手当を支給します。	福祉保健課
69	障害児療育支援	療育支援を目的とした相談体制の強化に努めます。	福祉保健課
70	障害福祉サービス	サービス提供施設と協力して、ホームヘルプサービス、ショートステイ、児童デイサービスを制度の中で行います。	福祉保健課
71	定期健康診断・知能検査・言語相談	健康診断など定期検査等による発育不良、発達遅滞などの早期発見とともに、保護者からの相談により必要な支援に努めます。	学校教育課
72	要保護児童対策地域協議会	関係機関との連携の中で、要保護児童の早期発見、早期対応を進めます。	子育て支援課
73	発達障害者等支援連携協議会	関係機関との連携方策や発達支援推進体制等について検討し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援ネットワークの構築を図ります。	学校教育課 子育て支援課 福祉保健課
74	交通禍等遺児支援	交通事故等で親のいない子どもへの支援体制の検討を行います。	福祉保健課
75	里親制度の普及啓発	里親制度の普及啓発に努めます。	子育て支援課
76	養育医療費助成制度	未熟児や、生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児の医療費を助成します。	子育て支援課
77	育成医療費助成制度	18歳未満で障害や病気のある子どもの手術等の医療費を助成します。	福祉保健課

## (5) 男女共同参画社会づくり

男女共同参画意識の啓発により、女性に偏りがちな子育ての負担を男女がともに担い、男女がともに子育ての楽しさを実感できる社会を目指します。

### ①みのぶヒューマンプランの推進

みのぶヒューマンプラン（身延町男女共同参画基本計画）に基づき、計画的に男女共同参画社会づくりを進めます。

### ②子育てへの男女共同参画の啓発

子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
78	妊産婦訪問	訪問時に、パンフレットを配布し父親の育児の役割について保健指導します。	子育て支援課
79	男女共同参画基本計画の推進	身延町男女共同参画基本計画に基づき、計画的に各種施策を実施します。	全課 (企画政策課)

## 4. 働きながら子どもを育てる家庭を応援する

### (1) 保育所の充実

保育所（私立保育所も含む）の施設や設備を計画的に更新し、子どもたちにとってよりよい保育条件を確保します。また、地域とともに歩む保育所の実現に向けて地域交流を進めます。

#### ①施設設備の充実

施設の老朽化が進んでいることから、保育所の耐震補強や改築、設備の整備などを計画的に進めます。

#### ②地域交流の推進

地域に愛され、地域に密着した保育所となるよう、各保育所が地域の拠点となって高齢者や卒園児などとの地域交流を進めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
80	施設設備の充実	保育所の耐震補強や改築を計画的に進めます。	子育て支援課
81	広域入所	保護者の仕事の都合等により町内の保育所に入所できない子どものために、他市町村に広域入所を委託します。	子育て支援課
82	保育料・副食費の無償化	令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、国事業の対象とならない0歳から2歳児までの課税世帯の保育利用料と国事業により免除とならない3歳から5歳までの副食費を無償化します。	子育て支援課
83	世代間交流	地域・世代間交流を進め、開かれた保育所を目指します。	子育て支援課

## (2) 保育・子育て支援サービスの充実

これまで0歳児からの受け入れや、一時預かり、広域入所など、様々なサービスを展開してきました。今後も住民ニーズを踏まえた多様な保育サービスを提供できるよう努めます。

### ①乳児・低年齢児保育の充実

町内各保育所で乳児・低年齢児の受け入れを継続します。また、保育士の適正人数や配置等の検討を行い、保育の充実に努めます。

### ②一時預かり事業の充実

保護者の病気や入院などの緊急時や、リフレッシュ時における一時保育について、受け入れの充実に図ります。

### ③休日保育の実施

保育所では、共同して土曜の1日保育を実施します。

### ④ファミリー・サポート・センター事業の推進

提供会員と委託会員が相互に子育て援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業について、ニーズ等の把握をしながら必要に応じて検討を行います。

### ⑤新しい支援の検討

保育ママ、託児、子育てボランティア、ファミリー・サポート・センターなど、地域の実情を把握しながら新しいサービスの実施を検討します。

## 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
84	乳児・低年齢児保育	各保育所で乳児・低年齢児の保育を実施します。	子育て支援課
85	保育所人員配置の充実	乳幼児数に対応した適正な人員配置に努めます。	子育て支援課
86	一時預かり事業	保育所での受け入れ体制の充実に図ります。	子育て支援課
87	ファミリー・サポート・センター	新しい事業として、提供会員、委託会員の相互による子育て援助活動ができるよう、ファミリー・サポート・センターの設置を検討します。	子育て支援課
88	病児・病後児保育事業	施設型の病児・病後児保育事業を実施します。	子育て支援課
89	休日保育	保育所において、土曜日の1日保育を実施します。	子育て支援課

### (3) 放課後児童対策の充実

放課後児童対策として、学童保育を実施するほか、放課後子供教室との一体的な実施に向けた運営委員会の設置も含めて検討を進めます。

#### ①学童保育運営の充実

各クラブの連携を密にします。活動内容の充実を図るため、各クラブでの障害児の受け入れ体制に努めます。

#### ②学童保育施設の確保

町内6箇所で開催している学童保育の施設充実に努めます。

#### ③学童保育と放課後子供教室の一体的な実施

一体的な実施に向けた運営委員会の設置も含めて検討を進めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
90	学童保育事業	放課後及び長期休業時に、保護者の就労支援のため学童保育室を運営します。	子育て支援課
91	学童保育と放課後子供教室の一体的な実施	小学校の余暇教室や児童館の活用を念頭に置きながら、一体的な運用に向けた検討を進めます。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

#### (4) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を図るためには、企業や事業主の理解と協力が不可欠です。仕事を持つ親が、出産や子育てを理由に仕事を辞めることのないよう、企業や事業主に向けて情報提供や啓発活動などを行い、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

##### ①家族がともに過ごす時間を確保するための環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く普及させ、家族と一緒に過ごせる時間の拡大に向けて、企業への啓発と協力要請を行います。

##### ②子育てと仕事を両立するための環境づくり

女性従業員に対する母性保護措置、再雇用制度や短時間勤務、フレックスタイム制度の導入、育児休業を取得しやすい職場づくり、事業所内保育施設の設置など、子育てと仕事の両立支援に向けて、企業への啓発と協力要請を行います。

##### ③職業支援の充実

地域産業の育成による働く場の確保や、企業及び事業所、ハローワークなどとの連携により、職業支援を行います。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
92	企業・事業所に対する意識啓発	チラシ・パンフレットなどを通じて意識啓発を行います。	観光課
93	育児休業制度等の各種制度の普及啓発	チラシ・パンフレット・講座などを通じて意識啓発を行います。	子育て支援課

## 5. 安心して暮らせる環境づくりを応援する

### (1) 遊び場の確保

子どもたちが安全で、安心して屋外で遊べるよう、公園や緑地を整備します。また、児童館運営の充実と教育施設の開放を通じて、子どもの集いの場を確保します。

#### ①自然環境の保全と創造

子どもの成長や子育てにとって大切な、豊かな自然を守り育てるとともに、自然に親しむ機会を提供します。

#### ②公園緑地の整備

児童遊園地の適切な維持管理とともに、今後は地域の実情に応じたポケットパークの整備を進めます。

#### ③遊具の安全性確保

遊具使用時に事故が起こらないよう、遊具の安全点検と不必要な遊具の撤去を行います。

#### ④児童館運営の充実

様々な年代の人たちによる交流の中で、訪れる人たちの心が安らぎ、子どもの豊かな情操の育みができるように、児童館運営の充実を図ります。

#### ⑤教育施設等の活用

指導者や管理者の監督のもと、放課後や休日に学校施設を開放するとともに、図書館等の社会教育施設の利用を促進します。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
94	ポケットパーク整備	身近な場所で遊べるよう、ポケットパークを整備します。	子育て支援課
95	児童館運営事業	季節の行事・リトミック教室等の各種イベント実施し、遊びの場の提供を行います。	子育て支援課
96	放課後・休日の校庭開放	不審者対策も念頭に置きながら、監督者がいる場合に開放します。	学校教育課

## (2) 安心・安全なまちづくりの推進

全国各地で子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発している中で、地域の関係機関との連携のもと、防犯対策を強化します。

また、交通安全対策や子どもの事故防止に向けた取り組みを実施します。

### ①防犯対策の推進

防犯パトロール員による町内パトロールやボランティアによる登下校時の見守り活動など、地域の関係機関との連携による取り組みを進めるほか、青色パトロールカーによる地域の見守りを継続します。また、学校では防犯訓練や安全確保のための教育を行います。

### ②交通安全対策の推進

各保育所等や学校での交通安全教室の開催を通じて、子どもたちの交通安全意識を高揚します。

### ③子どもの事故防止の推進

保健指導などの機会を通じて、家庭での乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）などの防止に向けた啓発活動を推進します。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
97	防犯パトロール	防犯パトロール員を任命し、町内のパトロールを行います。	交通防災課 関係各課
98	避難訓練・防犯訓練	保育所や学校において避難訓練や防犯訓練を行います。	学校教育課 子育て支援課
99	子どもを守る家 (こども110番の家)	通学路に子どもを守る家(こども110番の家)を設置し、緊急避難場所の確保と周知を行います。	学校教育課 関係各課
100	交通安全教室	保育所、学校で交通安全のための意識啓発を行います。	交通防災課 関係各課
101	スクールガード リーダー	町が任命する2名のリーダーが、児童の登下校の見守り、交通安全指導を行います。	学校教育課
102	児童通学への見守り	児童の通学時間帯に合わせてウォーキングを行うなど、児童が安全に通学できるよう地域住民による見守り活動を継続します。	各学校
103	危険箇所点検	交通安全リーダーにより、通学路の危険箇所点検や低学年児童への指導を行います。	学校教育課
104	チャイルドシート購入 費助成事業	乳幼児の交通安全の確保、チャイルドシートの着用促進のため、購入費の1/2を補助します。	交通防災課
105	子どもの事故防止対策	パンフレットや各種講座等を通じて啓発します。	子育て支援課

### (3) 地域における文化・交流活動等の充実

育成会や子どもクラブなどの団体活動の支援を通じて、地域での子どもの健全育成を進めるとともに、地域の文化に触れ、地域の人々と交流する機会を増やすことで、地域とのつながりを深めます。

#### ①育成会、子どもクラブ活動の支援

育成会、子どもクラブの活動を支援します。

#### ②スポーツ少年団等団体活動及び放課後子供教室の充実

スポーツ少年団等の育成支援や放課後子供教室、イベントの開催に努めます。

#### ③地域行事への参加促進

祭事等の伝統的な文化活動や、地域に暮らす一員としての奉仕活動などの地域行事に、子どもや大人がともに参加することを促進し、地域の人的・文化的なつながりを深めます。

#### ④地域の子育て力の向上

地域住民が子どもの行動を見守り、良いことを褒め、悪いことを叱る、見て見ぬふりをしない地域づくりを啓発することで、地域の子育て力の向上に努めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
106	育成会、子どもクラブ活動	育成会、子どもクラブの活動を支援します。	生涯学習課
107	多様な体験活動の機会提供（生涯学習事業）	本町の豊かな自然や歴史文化資源等を活用した「体験！こども教室」など、青少年期における体験活動の充実を図ります。	生涯学習課
108	映画上映会	子ども向けの映画上映会の開催を継続します。	生涯学習課
109	ブックスタート事業	家庭での読み聞かせを推進するため、乳児健康診査時（4ヵ月児）に絵本の読み聞かせを行い、その中から対象者が選んだ一冊を贈る活動を継続します。	生涯学習課
110	セカンドブックスタート事業	ブックスタート事業のフォローアップ事業として3歳児健診時に実施します。	生涯学習課
111	スポーツイベントの実施	親子の体力づくりを目的とした、スポーツイベントの開催に努めます。	生涯学習課
112	スポーツリーダー等養成事業	子どもたちが安全にスポーツを楽しめるよう、スポーツ推進委員とともにスポーツリーダーを育成します。	生涯学習課
113	関係機関との連携強化	関係機関と連携をとりながら、地域で安心して生活できるよう支援します。	子育て支援課 福祉保健課

#### (4) 児童虐待防止体制の充実

関係機関との連携のもと、虐待の防止や早期発見、早期対応、アフターケアに至るまで総合的な支援を行うための体制を整備し、子どもの人権を守る取り組みを進めます。

##### ①虐待防止活動の推進

児童虐待の防止に向けて、広報みのぶ、ホームページなどにより、子どもの人権や通告義務などを広く周知する啓発活動を進めます。

##### ②関係機関との連携による早期発見・早期対応

保育所、学校、民生児童委員、医療機関等との連携により児童虐待防止連絡会を組織し、虐待の予防と早期発見、早期対応に努めます。特に学校、保育所等における情報収集力を強化し、早期発見に努め、関係機関と協力し、速やかな対応を進めます。

##### ③アフターケアの充実

子育て世代包括支援センターや児童相談所等との連携により、カウンセリングや相談などのアフターケアを進めます。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
114	虐待防止の広報	広報みのぶ、インターネットホームページなどで虐待防止を広報します。	子育て支援課
115	カウンセリング等の充実	子育て世代包括支援センターや児童相談所等との連携により、被害にあった子どものサポートを進めます。	子育て支援課

## 6. すべての子どもとその保護者を応援する

### ～子どもの貧困対策推進計画～

経済的困窮を背景に食事や教育などを受ける機会に乏しい子どもの貧困問題への対応は喫緊の課題となっています。国では平成 26 年に子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、その後令和元年の改正において市町村は子どもの貧困対策計画の策定に努めるものとなりました。県でも「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

本町でも、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を本計画に含め、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の 4 つの柱に基づき、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。本計画で、主たる目的に加えて貧困対策に取り組むものとしております。

#### (1) 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、町の発展にもつながります。そのためにも学習機会の提供や、教育費の負担軽減、多様な体験活動の機会提供等に取り組めます。

##### ①学習機会の提供

無償の学習支援教室を開催するほか、各学校の実情に応じ、法律で定められた教職員の定数以上に町単独で教職員を配置し、きめ細かな学習環境づくりを行うなど、質の高い学習機会を提供します。

##### ②教育費の負担軽減

保育園（所）の利用料・副食費を無償化するほか、教材費、校外学習、修学旅行費、給食費を全額補助、また各種検定代の支援を行い、教育の経済的負担軽減に努めます。

##### ③多様な体験活動の提供

自然体験やイングリッシュキャンプ、プログラミング教室を実施し、多様な体験活動の機会を提供します。

【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
116	学びの向学館事業	学習支援教室を無償で開催します。 (小学校3年生から6年生、中学1年生、中学校3年生が対象)	学校教育課
117	きめ細やかな学習環境づくり	きめ細やかな学習環境を児童生徒に提供できるよう、法律で定められた教職員の定数以外に、各学校の実情に応じ町単独で複数の教職員を配置しています。	学校教育課
118	就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して、就学援助費を支給します。また、特別支援が必要な児童・生徒に対して、就学奨励費を支給します。	学校教育課
119	教育費等の負担軽減	補助教材費・校外学習・修学旅行費の全額を補助します。	学校教育課
120	児童生徒チャレンジ応援成事業	各種検定を受験する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒のチャレンジを応援し、学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
121	英検チャレンジサポート事業	中学1、2年生を対象に英検4級受検に対するサポートを無償で行います。	学校教育課
122	部活動へのスクールバス利用	中学生の週末の部活動等での登下校にスクールバスを運行します。	学校教育課
123	多様な体験活動の機会提供	イングリッシュキャンプ(小学6年生・中学1、2年生)・プログラミング教室(小学3～6年生)を実施します。	学校教育課
124	学校給食費の全額補助	学校給食費の保護者負担金を全額補助します。	学校教育課
125	入園・入学支度金支給事業	児童生徒が入園・入学の際に必要な用品・制服などの購入費として支給し、子育て世代の経済負担を軽減します。	子育て支援課 学校教育課
126	保育利用料・副食費の完全無償化	保育園(所)の利用料・副食費を完全無償化とします。	子育て支援課
127	家庭教育支援の推進	家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、学習の場の提供や交流、相談など家庭教育支援体制の強化に努めます。	生涯学習課
128	多様な体験活動の機会提供(生涯学習事業)	本町の豊かな自然や歴史文化資源等を活用した「体験!こども教室」など、青少年期における体験活動の充実を図ります。	生涯学習課

## (2) 生活の支援

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要となります。このような時期からの支援の充実を図るとともに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援、生活の安定に資するための支援を行います。

### ①親の妊娠・出産期・子どもの乳幼児期における支援

妊娠期から育児期にわたるまで、切れ目ない支援を行います。育児不安を解消するための各種相談体制を整備するほか、情報提供も行います。また、相談や情報提供を行う子育て拠点及び憩いの場を提供します。

### ②保護者・子どもへの生活支援

ヘルパーや保健師、助産師による家事や育児の支援を行い、健全な養育環境の整備を図るほか、食事に関する相談や学習を行う機会を設け、食育を推進します。

また、経済的な支援が必要な家庭には、食料の支援を実施している「フードバンク」についての情報を提供し、登録のサポートを行うほか、家族の世話などを行う子ども（ヤングケアラー）の実態把握に努めます。

### ③子どもが安心して過ごせる居場所づくり

保護者の就労などの理由で、子どもの保育ができない際に、子どもが安心して過ごせる各種体制の整備を図ります。乳幼児健診時、食に関する相談や学習機会を設け、情報提供や保健指導を行います。また、各関係機関との連携を図り、食を通じた豊かな人間形成や健康増進を推進します。

【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
129	地域子育て支援拠点事業	育児不安を解消するための育児相談や情報の提供などの子育て拠点及び憩いの場を提供します。	子育て支援課
130	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から育児期にわたるまで、切れ目ない支援を提供します。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を実施します。	子育て支援課
131	妊産婦訪問・赤ちゃん全戸訪問	訪問希望者や支援が必要な妊婦さん、すべての新生児とのお母さんを訪問し、発育・栄養・生活環境・育児等の相談を行い、家庭で安心して育児ができるように支援します。	子育て支援課
132	ヤングケアラーに対する支援	要保護児童対策地域協議会の各種調整機関において、ヤングケアラーの実態把握を努めるとともに、学校・教育委員会との情報共有を行い、関係部署と連携を図ります。	子育て支援課
133	学童保育事業	就労などの理由で、保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や土曜日、長期休業時に安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課
134	病児・病後児保育事業	就労などの理由で、病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士による保育を実施します。	子育て支援課
135	保育事業（一時預かり）	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育需要及び傷病等による緊急時の保育需要に対し、児童の福祉増進を図ります。	子育て支援課
136	養育支援訪問事業	子育て世帯にヘルパーや保健師、助産師が訪問して家事や育児の支援を行い、健全な養育環境の整備を図ります。	子育て支援課 社会福祉協議会
137	食料支援事業	子どものいる経済的支援が必要な家庭へ「フードバンク」についての情報を提供し、登録のサポートを行います。また一時的な食料の提供等を行い、世帯の状況把握や相談につなげます。	子育て支援課 福祉保健課 社会福祉協議会
138	食育の推進	乳幼児健診時、食に関する相談や学習の機会を設け、情報提供等を行います。 また、各関係機関との連携を図り、食を通じた豊かな人間形成や健康増進を推進します。	子育て支援課 福祉保健課

### (3) 保護者に対する就労の支援

子どもの心身の健全な成長のためには、保護者の職業生活の安定と向上が重要であるため、生活に困難を抱える保護者への就労支援に取り組みます。

#### ①保護者の就労と職業生活向上の支援

ひとり親家庭向けの支援として、ハローワーク等へつなげるほか、最低限の生活を維持することが困難な家庭については、相談に応じ、関係機関と連携しながら就労支援を行います。また、精神疾患等により就労が困難な方には、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った社会復帰と就労支援を行います。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
139	ひとり親家庭向けの就労支援	ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワーク等へつなげます。	子育て支援課
140	生活困窮者向け就労支援	最低限の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、ハローワーク等連携し就労に関する支援を行います。	福祉保健課
141	長期的な取り組みが必要な方への支援	精神疾患等により、就労が困難な方に、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った社会復帰と就労支援を行います。	福祉保健課 子育て支援課

#### (4) 経済的支援

親の健康状態や就労状況にかかわらず家庭の日々の生活を安定させるために経済的支援は重要です。各家庭の状況に応じ、必要な支援を行うことで生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支援します。

##### ①子育て世帯への経済的支援

子育て家庭の日々の生活を安定させるため、児童手当の支給をはじめ、保育園（所）、学校における各種施策による経済的負担軽減に取り組むほか、18歳までの子どもの医療費を助成するなど子育て世帯への経済的支援に努めます。

##### ②ひとり親世帯への経済的支援

ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を目的とし、ひとり親世帯への各種経済的支援を行います。

#### 【主な取り組み】

No.	事業名	事業内容	担当課
142	児童手当	18歳以下の児童を養育する保護者等に、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するとう趣旨のもとに支給します。	子育て支援課
143	児童扶養手当	父母の離婚などによる、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ることを目的として、18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭に対して、手当を支給します。	子育て支援課
144	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（以下「児童」という。）を養育している方とその家庭の児童に対し、医療費を助成します。（所得制限あり）	子育て支援課
145	子育て支援医療費助成事業	子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。（18歳まで）	子育て支援課
146	入院時食事療養費助成事業	医療機関に入院した際に支払う食事療養費を助成します。（18歳まで）	子育て支援課
147	保育利用料・副食費の完全無償化（再掲）	保育園（所）の利用料・副食費を完全無償化とします。	子育て支援課
148	学校給食費の全額補助（再掲）	学校給食費の保護者負担金を全額補助します。	学校教育課
149	入園・入学支度金支給事業（再掲）	児童生徒が入園・入学の際に必要な用品・制服などの購入費として支給し、子育て世代の経済負担を軽減します。	子育て支援課 学校教育課
150	就学援助事業（再掲）	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して、就学援助費を支給します。また、特別支援が必要な児童・生徒に対して、就学奨励費を支給します。	学校教育課
151	教育費等負担の負担軽減（再掲）	補助教材費・校外学習・修学旅行費の全額を補助します。	学校教育課
152	児童生徒チャレンジ応援助成事業（再掲）	各種検定を受検する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒のチャレンジを応援し、学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
153	制服リユース事業	中学校を卒業し、不要となった制服を集め、新たに中学校へ進学する生徒に譲渡し、子育て世代の経済負担を軽減します。	社会福祉協議会
154	生活保護	病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人の、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の支援を行います。	福祉保健課

## 第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画

第3期身延町子育て支援事業計画の計画期間（令和7年度～令和11年度）における本町全体の数値計画は以下のとおりです。

		単位	数値区分	量の見込（各年度）					
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
教育・保育	1号認定 （2号教育ニーズを含む）	人	見込値	8	6	6	5	5	
			計画値	15	15	15	15	15	
			差	7	9	9	10	10	
	2号認定 （保育ニーズ）	人	見込値	71	57	56	45	45	
			計画値	75	75	75	75	75	
			差	4	18	19	30	30	
	3号認定	0歳	人	見込値	9	9	9	9	7
				計画値	11	11	11	11	11
				差	2	2	2	2	4
		1・2歳	人	見込値	28	27	23	23	21
				計画値	34	34	34	34	34
				差	6	7	11	11	13
		小計	人	見込値	37	36	32	32	28
				計画値	45	45	45	45	45
				差	8	9	13	13	17
	保育ニーズ合計 2号[保育ニーズ]+3号	人	見込値	108	93	88	77	73	
			計画値	120	120	120	120	120	
			差	12	27	32	43	47	
教育ニーズ合計 主に1号認定	人	見込値	8	6	6	5	5		
		計画値	15	15	15	15	15		
		差	7	9	9	10	10		

	単位	数値区分	量の見込（各年度）				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業	人	見込値	20	20	20	20	20
		計画値	30	30	30	30	30
		差	10	10	10	10	10
ショートステイ	人日	見込値	0	0	0	0	0
		計画値	0	0	0	0	0
		差	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	見込値	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600
		計画値	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		差	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400
一時預かり事業（幼稚園型）	人日	見込値	0	0	0	0	0
		計画値	0	0	0	0	0
		差	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型以外）	人日	見込値	250	240	230	220	210
		計画値	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		差	950	960	970	980	990
病児・病後児保育事業	人日	見込値	50	50	50	50	50
		計画値	50	50	50	50	50
		差	0	0	0	0	0
ファミサポ事業（就学児）	人日	見込値	280	280	280	280	280
		計画値	0	0	0	0	0
		差	-280	-280	-280	-280	-280
利用者支援事業	箇所	計画値	0	0	0	0	0
妊婦健康診査	人	計画値	35	35	35	35	35
乳児家庭全戸訪問事業	人	計画値	25	25	25	25	25

	単位	数値区分	量の見込（各年度）				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	人	計画値	9	9	9	9	9
妊婦等包括相談支援事業	回	計画値	105	105	105	105	105
子育て世帯訪問支援事業	人日	計画値	96	96	96	96	96
児童育成支援事業	人	計画値	1	1	1	1	1
親子関係形成支援事業	人	計画値	0	0	0	0	0
乳児等通園支援事業（0歳児）	人日	計画値	-	225	210	210	180
乳児等通園支援事業（1歳児）	人日	計画値	-	225	225	225	210
乳児等通園支援事業（2歳児）	人日	計画値	-	315	225	225	210
産後ケア事業	人日	計画値	10	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業	低学年 1～3年生	見込値	57	50	47	50	40
	高学年 4～6年生	見込値	72	76	62	57	49
	計画値	計画値	129	126	109	107	89
	計	差	0	0	0	0	0

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 教育・保育事業等の確保体制

#### (1) 認定こども園の整備

身延町では、幼児期の学校教育へのニーズに対応するため、認定こども園への移行を希望する施設を支援しており、令和2年度には認定こども園へ移行した園がありました。

今後も保護者および施設双方のニーズを把握するとともに、必要に応じて認定こども園への移行を希望する施設の支援を行います。

#### (2) 質の高い幼児期の保育・学校教育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

幼児期の保育・学校教育には、子どもの発達段階や特性に応じて、その育ちを支え、促す役割が求められています。

乳幼児期（0～2歳頃）は、愛着形成による情緒の安定や他者への信頼感を通じて人格形成の基礎をつくる時期です。また、幼児期（3～5歳頃）は、身体感覚を伴う多様な関わりを通じて、感性や好奇心、思考力が養われ、自我や主体性が芽生える時期です。

身延町では、保育従事者が専門教育研究機関等の専門的な知見を得る機会を設けることで、保育の専門性の向上に努めるほか、施設面での良好な保育・教育環境の維持確保、保護者や外部からの教育保育活動に対する評価とそれに対する改善策の立案・実践などに取り組むことで、発達段階に応じた質の高い保育・教育の提供を推進します。

また、地域の子育て支援には、地域のつながりの中で子どもの社会性を育むことや、様々な状況にある親子を支える役割が求められています。地域の同年齢・異年齢の中で育つことは、幼児期以降の規範意識や責任感の醸成を通じた成長への意欲を生み出すことに有用ですが、少子化や過疎化の進展等により、こうした機会の確保が難しくなっています。

身延町では地域活動の支援を通じて、集団生活の機会を確保し、子どもが自ら育つ環境づくりを進めます。このほか、子育て家庭が集える場や親子の交流の場など、育児を相談する機会の提供や、発達上の課題を有する子どもや虐待に関わる子どもなどへの支援体制づくりに取り組みます。

#### (3) 幼児期の学校教育・保育から小学校教育への円滑な移行を促進する取り組み

幼児期は「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は「自覚的な学び」の時期といわれ、幼児期の教育・保育と小学校教育では、学び方に違いがあります。そのため、子どもたちが小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送ることができるよう、保育所と小学校の双方でつながりを意識した活動を行う必要があります。

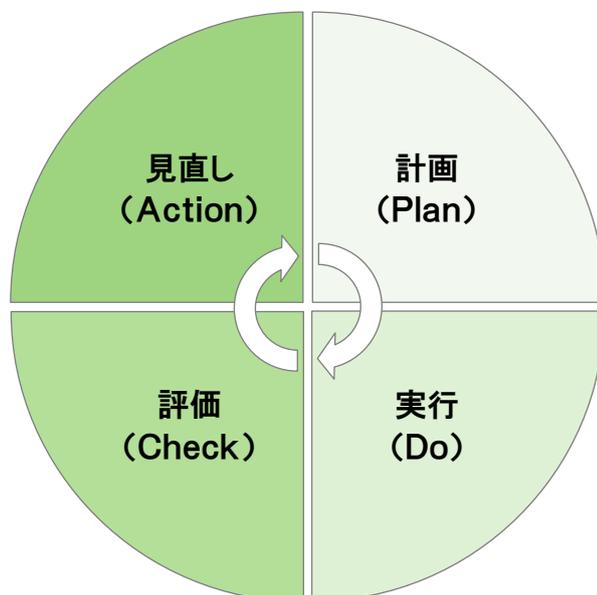
身延町では、保育所年長児に関しては、一日入学、小学校の運動会への参加、地元の小学生との交流の取り組みなどを行っていきます。また、町内の保育士・小学校の教職員の情報共有を促進します。

## 2. 計画推進及び進捗状況の把握

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉や保護者の支援だけでなく、保育、保健、医療、教育、就労等の様々な分野にわたるため、関係部局と連携の上、町が進めているその他の計画と調整を図りながら本計画を推進します。

また、計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、短期・長期にかかわらず計画の基本目標の達成に向けて進捗状況の把握・点検を行うとともに、身延町子ども・子育て会議において評価を実施し、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

なお、計画策定時より「量の見込み」などに大幅な乖離がみられる場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。



## 3. 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の実施にあたっては、子育て支援課が主管となり、保育所等をはじめとした教育・保育施設を運営する事業者、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会などの地域組織等との適切な役割分担と連携強化を行い、協働によって子育て支援の推進を図ります。特に、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者とは、連絡会を開催するなどして、密接な連携のもとに子どもたちの成長と子育てを応援します。

さらに、子育て支援施策は、身延町独自の取り組みを進めるとともに、制度を所管する国・県との連携を進めるなかで、各種施策の充実や要望を行っていきます。

## 資料編

### 1. 身延町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日)

	氏名	選出区分	備考
1	伊藤 稔	学識経験者	青少年育成身延町民会議会長
2	上田 本幸	福祉関係団体	身延町民生委員・児童委員協議会会長
3	高山 有	施設関係者	認定こども園 大野山保育園園長
4	高野 由美	公募	下部地区
5	山本 晴美	学識経験者	音楽教室アトリエ主宰
6	伊東 久実	学識経験者	身延山大学仏教学部仏教学科教授 (福祉学専攻長)
7	櫻田 将人	子どもの保護者	下部地区(常葉保育所保護者会会長)
8	河西 友雅	子どもの保護者	中富地区(静川保育所保護者会会長)
9	佐野 智史	子どもの保護者	身延町PTA連合会会長

#### 事務局

	氏名	役職
1	遠藤 仁	子育て支援課長
2	砂田 清美	// 母子保健担当
3	佐野 えり子	// 子育て支援担当

## 2. 身延町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 25 日条例第 20 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、身延町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。